岩手県県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。 令和元年7月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第3号

岩手県県税条例等の一部を改正する条例

(岩手県県税条例の一部改正)

第1条 岩手県県税条例(昭和29年岩手県条例第22号)の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後	
-	(自動車取得税の申告納付)	(自動車取得税の申告納付)	
	第90条 自動車取得税の納税義務者は、次の各号に掲げる自動車の取得の区	第90条 自動車取得税の納税義務者は、次の各号に掲げる自動車の取得の区	
	分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、法第122条第1項の総務省	分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、法第122条第1項の総務省	
	令に規定する様式によって、自動車取得税の課税標準額及び税額その他必	令に規定する様式によって、自動車取得税の課税標準額及び税額その他必	
	要な事項を記載した申告書を局長に提出するとともに、その申告した税額	要な事項を記載した申告書を局長に提出するとともに、その申告した税額	
	を納付しなければならない。	を納付しなければならない。	
	(1)・(2) [略]	(1)・(2) [略]	
	(3) 前2号の自動車の取得以外の自動車の取得で、道路運送車両法第67	(3) 前2号の自動車の取得以外の自動車の取得で、道路運送車両法第67	
	条第1項の規定による自動車検査証の記入を受けるべき自動車の取得又	条第1項の規定による自動車検査証の記入を受けるべき自動車の取得又	
	は道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第63条の4第1	は <u>法第122条第1項第3号の総務省令で定める</u> 自動車の取得 当該記入	
	項の規定による軽自動車届出済証の記入を受けるべき自動車の取得 当	を受けるべき事由があった日から15日を経過する日(その日前に当該記	
	該記入を受けるべき事由があった日から15日を経過する日(その日前に	入を受けたときは、当該記入の時)	
	当該記入を受けたときは、当該記入の時)		
	(4) [略]	(4) [略]	
6	(法人の事業税の税率)	(法人の事業税の税率)	
	第45条 法人の行う事業 (電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業	第45条 法人の行う事業(電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業	
	を除く。第3項において同じ。)に対する事業税の額は、次の各号に掲げ	を除く。第3項において同じ。)に対する事業税の額は、次の各号に掲げ	
	る法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。	る法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。	
	(1) 第42条第1項第1号アに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額	(1) 第42条第1項第1号アに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額	

#### ア・イ 「略]

ウ 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得を区分 し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる税率を乗じて計算した金額 を合計した金額

各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	<u>100分の1.9</u>
各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円	<u>100分の2.7</u>
以下の金額	
各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	<u>100分の3.6</u>

(2) 特別法人 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の 所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる税率を乗じて計算 した金額の合計額

各	各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	
各	事業年度の所得のうち年400万円を超える金額	<u>100分の6.6</u>

(3) その他の法人 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年 度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる税率を乗じて 計算した金額の合計額

各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	<u>100分の 5</u>
各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以	<u>100分の7.3</u>
下の金額	
各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	<u>100分の9.6</u>

- 電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業に対する事業税の額は 2 電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業に対する事業税の額は 、各事業年度の収入金額に100分の1.3を乗じて得た金額とする。
- 3 他の2以上の都道府県にわたって事務所又は事業所を設けて事業を行う 法人で、資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のものが行う事業に 対する事業税の額は、第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人 の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。
  - (1) 第42条第1項第1号アに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

#### ア・イ 「略]

ウ 次の表の左欄に掲げる金額の区分により各事業年度の所得を区分し 、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる税率を乗じて計算した金額を 合計した金額

各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	<u>100分の0.4</u>
各事業年度の所得のうち年400万円を超え年8	00万円 100分の0.7
以下の金額	
各事業年度の所得のうち年800万円を超える金	<b>2</b> 額 <u>100分の1</u>

(2) 特別法人 次の表の左欄に掲げる金額の区分により各事業年度の所 得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる税率を乗じて計算し た金額の合計額

各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	<u>100分の3.5</u>
各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額	<u>100分の4.9</u>

(3) その他の法人 次の表の左欄に掲げる金額の区分により各事業年度 の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる税率を乗じて計 算した金額の合計額

各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	<u>100分の3.5</u>
各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以	<u>100分の5.3</u>
下の金額	
各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	<u>100分の7</u>

- 、各事業年度の収入金額に100分の1を乗じて得た金額とする。
- 3 他の2以上の都道府県にわたって事務所又は事業所を設けて事業を行う 法人で、資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のものが行う事業に 対する事業税の額は、第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人 の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。
- (1) 第42条第1項第1号アに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

ア・イ 「略]

- ウ 各事業年度の所得に100分の3.6を乗じて得た金額
- (2) 特別法人 各事業年度の所得に100分の6.6を乗じて得た金額
- (3) その他の法人 各事業年度の所得に100分の9.6を乗じて得た金額 (環境性能割の税率)
- 第103条 次に掲げる自動車(法第149条第1項(同条第2項において準用す)第103条 次に掲げる自動車(法第149条第1項(同条第2項において準用す る場合を含む。次項及び第3項において同じ。)の規定の適用を受けるも のを除く。)に対して課する環境性能割の税率は、100分の1とする。
  - (1) 次に掲げるガソリン自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用い る自動車をいい、法第149条第1項第3号に掲げる自動車に該当するも のを除く。次項第1号において同じ。)
    - ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第1項第 1号イの総務省令で定めるもの
      - (ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準(道路運送車両法第41条の規定 により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められ た排出ガス保安基準で法第149条第1項第4号イ(1)の総務省令で 定めるものをいう。以下この号及び次項第1号において同じ。)に 適合すること。

ア・イ 「略]

- ウ 各事業年度の所得に100分の1を乗じて得た金額
- (2) 特別法人 各事業年度の所得に100分の4.9を乗じて得た金額
- (3) その他の法人 各事業年度の所得に100分の7を乗じて得た金額 (環境性能割の税率)
- る場合を含む。次項及び第3項において同じ。)の規定の適用を受けるも のを除く。)に対して課する環境性能割の税率は、100分の1とする。
- (1) 次に掲げるガソリン自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用い る自動車をいい、法第149条第1項第3号に掲げる自動車に該当するも のを除く。次項第1号において同じ。)
  - ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法第157条 第1項第1号イの総務省令で定めるもの
    - (ア) 次のいずれかに該当すること。
      - a 平成30年ガソリン軽中量車基準(道路運送車両法第41条の規定 により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定めら れた排出ガス保安基準(自動車排出ガスに係る保安上又は公害防 止その他の環境保全上の技術基準をいう。以下この項において同 じ。) で法第149条第1項第4号イ(1)(i)の総務省令で定める ものをいう。以下この号及び次項第1号において同じ。)に適合 し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準 に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
      - b 平成17年ガソリン軽中量車基準(道路運送車両法第41条の規定 により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定めら れた排出ガス保安基準で法第149条第1項第4号イ(1)(ii)の総 務省令で定めるものをいう。以下この号及び次項第1号において 同じ。) に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリ

- (イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める 窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- (ウ) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率(基準エネルギー消費効率であって平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。第4項において同じ。)以上であること。

- イ 車両総重量(道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下この項及び次項において同じ。)が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法<u>第157条第1項</u>第1号ロの総務省令で定めるもの
  - (ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

<u>ン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこ</u> と。

- (イ) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率(基準エネルギー消費効率であって平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。以下この項、次項及び第4項において同じ。)以上であること。
- イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法第157条 第1項第1号ロの総務省令で定めるもの
  - (ア) 次のいずれかに該当すること。
    - a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の 排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値 の2分の1を超えないこと。
    - b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の 排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値 の4分の1を超えないこと。
  - (イ) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に 100分の110を乗じて得た数値以上であること。
- ウ 車両総重量(道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下この項及び次項において同じ。)が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法<u>第157条第1項</u>第1号ハの総務省令で定めるもの
  - (ア) 次のいずれかに該当すること。
    - a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の 排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値 の2分の1を超えないこと。

- (イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める 窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- (ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率(基準エネルギー消費効率であって平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。以下<u>この条</u>において同じ。)に100分の115を乗じて得た数値以上であること。
- <u>ウ</u> 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法<u>第157条第1項第1号ハ</u>の総務省令で定めるもの
  - (ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

- (イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める 窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- (ウ) [略]
- <u>エ</u> 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法<u>第157条第1項第1号</u>の総務省令で定めるもの
  - (ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

- b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の 排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値 の4分の1を超えないこと。
- (イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率(基準エネルギー消費効率であって平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。以下<u>この項、次項及び第4項</u>において同じ。)に100分の115を乗じて得た数値以上であること。
- 工 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法<u>第157条第1項第1号</u>の総務省令で定めるもの
  - (ア) 次のいずれかに該当すること。
    - a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の 排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値 の2分の1を超えないこと。
    - b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の 排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値 の4分の1を超えないこと。

## (イ) [略]

- <u>オ</u> 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法<u>第157条第1項第1号ホ</u>の総務省令で定めるもの
  - (ア) 次のいずれかに該当すること。

- (イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める 窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- <u>(ウ)</u> [略]

- a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の 排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値 の4分の3を超えないこと。
- b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の 排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値 の2分の1を超えないこと。

(イ) [略]

- (2) 次に掲げる石油ガス自動車(液化石油ガスを内燃機関の燃料として 用いる自動車をいい、法第149条第1項第3号に掲げる自動車に該当す るものを除く。次項第2号において同じ。)
  - ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法第157条 第1項第2号イの総務省令で定めるもの
    - (ア) 次のいずれかに該当すること。
      - a 平成30年石油ガス軽中量車基準(道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法第149条第1項第5号イ(1)(i)の総務省令で定めるものをいう。以下この号及び次項第2号において同じ。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
      - b 平成17年石油ガス軽中量車基準(道路運送車両法第41条の規定 により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法第149条第1項第5号イ(1)(ii)の総 務省令で定めるものをいう。以下この号及び次項第2号において 同じ。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガ

- (2) 次に掲げる軽油自動車(軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法第149条第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。次項第2号において同じ。)
  - ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法<u>第157条第1項第2号イ</u>の総務省 令で定めるもの
    - (ア) 平成21年軽油軽中量車基準(道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法第149条第1項第5号イの総務省令で定めるものをいう。以下この号及び次項第2号において同じ。)に適合すること。

- ス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこ と。
- (イ) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率以上 であること。
- イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法第157条 第1項第2号ロの総務省令で定めるもの
  - (ア) 次のいずれかに該当すること。
    - a 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の 排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値 の2分の1を超えないこと。
    - b 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の 排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値 の4分の1を超えないこと。
  - (イ) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に 100分の110を乗じて得た数値以上であること。
- (3) 次に掲げる軽油自動車(軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法第149条第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。次項第3号において同じ。)
  - ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法<u>第157条第1項第3号イ</u>の総務省令で定めるもの
    - (ア) 次のいずれかに該当すること。
      - a 平成30年軽油軽中量車基準(道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた 排出ガス保安基準で法第149条第1項第6号イの総務省令で定めるものをいう。次項第3号において同じ。)に適合すること。
      - b 平成21年軽油軽中量車基準(道路運送車両法第41条の規定によ

(イ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油軽中量車基 準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこ と。

(ウ) 「略]

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法<u>第157条第1項第2号ロ</u>の総務省令で定めるもの

(ア)・(イ) 「略]

- ウ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法<u>第157条第1項第2号ハ</u>の総務省令で定めるもの
  - (ア) 平成28年軽油重量車基準(道路運送車両法第41条の規定により 平成28年10月1日(車両総重量が3.5トンを超え7.5トン以下のもの にあっては、平成30年10月1日)以降に適用されるべきものとして 定められた排出ガス保安基準で法第149条第1項第5号ニ(1)の総 務省令で定めるものをいう。次項第2号ウにおいて同じ。)に適合 すること。

り平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた 排出ガス保安基準で法第149条第1項第6号イの総務省令で定め るものをいう。以下この号及び次項第3号において同じ。)に適 合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油 軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9 を超えないこと。

(イ) 「略]

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法<u>第157条第1項第3号ロ</u>の総務省 令で定めるもの

(ア)・(イ) 「略]

- ウ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法<u>第157条第1項第3号ハ</u>の総務省令で定めるもの
  - (ア) 次のいずれかに該当すること。
    - a 平成28年軽油重量車基準(道路運送車両法第41条の規定により 平成28年10月1日(車両総重量が3.5トンを超え7.5トン以下のも のにあっては、平成30年10月1日)以降に適用されるべきものと して定められた排出ガス保安基準で法第149条第1項第6号ニ (1)(i)の総務省令で定めるものをいう。次項第3号において同 じ。)に適合すること。
    - b 平成21年軽油重量車基準(道路運送車両法第41条の規定により 平成21年10月1日(車両総重量が12トン以下のものにあっては、 平成22年10月1日)以降に適用されるべきものとして定められた

(イ) 「略]

- エ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいず れにも該当するもので法第157条第1項第2号二の総務省令で定める **もの** 
  - (ア) 平成21年軽油重量車基準(道路運送車両法第41条の規定により 平成21年10月1日(車両総重量が12トン以下のものにあっては、平 成22年10月1日)以降に適用されるべきものとして定められた排出 ガス保安基準で法第149条第1項第5号ホ(1)の総務省令で定める ものをいう。以下この号及び次項第2号において同じ。)に適合す ること。
  - (イ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量重基準 に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと
  - (ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に 100分の105を乗じて得た数値以上であること。
- オ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいず れにも該当するもので法第157条第1項第2号ホの総務省令で定める もの

(ア)・(イ) 「略]

2 次に掲げる自動車(法第149条第1項及び前項(第4項において準用す 2 次に掲げる自動車(法第149条第1項及び前項(第4項において準用す る場合を含む。)の規定の適用を受けるものを除く。)に対して課する環 境性能割の税率は、100分の2とする。

排出ガス保安基準で法第149条第1項第6号ニ(1)(ii)の総務省 令で定めるものをいう。以下この号及び次項第3号において同じ 。)に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成 21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10 分の9を超えないこと。

(イ) 「略]

エ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいず れにも該当するもので法第157条第1項第3号二の総務省令で定める もの

(ア)・(イ) 「略]

る場合を含む。)の規定の適用を受けるものを除く。)に対して課する環 境性能割の税率は、100分の2とする。

- (1) 次に掲げるガソリン自動車
  - ア 乗用車<u>又は車両総重量が2.5トン以下のバス若しくはトラック</u>のうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第2項第1号イの総務 省令で定めるもの
    - (ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

- (イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める 窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- <u>(ウ)</u> [略]

- (1) 次に掲げるガソリン自動車
- ア <u>営業用の</u>乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法第157条 第2項第1号イの総務省令で定めるもの
  - (ア) 次のいずれかに該当すること。
    - a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の 排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値 の2分の1を超えないこと。
    - b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の 排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値 の4分の1を超えないこと。

## <u>(イ)</u> [略]

- イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法第157条 第2項第1号ロの総務省令で定めるもの
  - (ア) 次のいずれかに該当すること。
    - a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の 排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値 の2分の1を超えないこと。
    - b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の 排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値 の4分の1を超えないこと。
  - (イ) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- ウ 車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれ にも該当するもので法第157条第2項第1号ハの総務省令で定めるも

- <u>イ</u> 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち 、次のいずれにも該当するもので法<u>第157条第2項第1号ロ</u>の総務省 令で定めるもの
  - (ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

- (イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める 窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- (ウ) [略]
- <u>ウ</u> 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法<u>第157条第2項第1号ハ</u>の総務省令で定めるもの
  - (ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

 $\mathcal{O}$ 

- (ア) 次のいずれかに該当すること。
  - a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の 排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値 の2分の1を超えないこと。
  - b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の 排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値 の4分の1を超えないこと。
- (イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に 100分の110を乗じて得た数値以上であること。
- <u>エ</u> 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法<u>第157条第2項第1号</u>ニの総務省令で定めるもの
  - (ア) 次のいずれかに該当すること。
    - a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の 排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値 の2分の1を超えないこと。
    - b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の 排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値 の4分の1を超えないこと。

# (イ) [略]

- <u>オ</u> 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法<u>第157条第2項第1号ホ</u>の総務省令で定めるもの
  - (ア) 次のいずれかに該当すること。

- (イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める 窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- <u>(ウ)</u> [略]

- a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の 排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値 の4分の3を超えないこと。
- b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の 排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値 の2分の1を超えないこと。

(イ) 「略]

- (2) 次に掲げる石油ガス自動車
  - ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法第157条 第2項第2号イの総務省令で定めるもの
    - (ア) 次のいずれかに該当すること。
      - a 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の 排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値 の2分の1を超えないこと。
      - b 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の 排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値 の4分の1を超えないこと。
    - (イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に 100分の110を乗じて得た数値以上であること。
  - イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法第157条 第2項第2号ロの総務省令で定めるもの
    - (ア) 次のいずれかに該当すること。
      - a 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の 排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値 の2分の1を超えないこと。

## (2) 次に掲げる軽油自動車

- ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法<u>第157条第2項第2号イ</u>の総務省 令で定めるもの
  - (ア) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(ウ) [略]

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法<u>第157条第2項第2号ロ</u>の総務省 令で定めるもの

(ア)・(イ) 「略]

- ウ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法<u>第157条第2項第2号ハ</u>の総務省令で定めるもの
  - (ア) 平成28年軽油重量車基準に適合すること。

- b 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の 排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値 の4分の1を超えないこと。
- (イ) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- (3) 次に掲げる軽油自動車
  - ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法<u>第157条第2項第3号イ</u>の総務省令で定めるもの
    - (ア) 次のいずれかに該当すること。
      - a 平成30年軽油軽中量車基準に適合すること。
      - b 平成21年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(イ) [略]

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法<u>第157条第2項第3号ロ</u>の総務省令で定めるもの

(ア)・(イ) 「略]

- ウ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法<u>第157条第2項第3号ハ</u>の総務省令で定めるもの
  - (ア) 次のいずれかに該当すること。
    - a 平成28年軽油重量車基準に適合すること。

(イ) 「略]

- エ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいず れにも該当するもので法第157条第2項第2号二の総務省令で定める もの
  - (ア) 平成21年軽油重量車基準に適合すること。
  - (イ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量重基準 に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと
  - (ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上 であること。
- オ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいず れにも該当するもので法第157条第2項第2号ホの総務省令で定める もの

(ア)・(イ) 「略]

- 「略]
- 4 第1項(第1号ア及びイに係る部分に限る。)及び第2項(第1号アに 4 第1項(第1号アからウまでに係る部分に限る。)及び第2項(第1号 係る部分に限る。)の規定は、平成22年度基準エネルギー消費効率算定自 動車(平成32年度基準エネルギー消費効率及び平成27年度基準エネルギー 消費効率を算定する方法として法第149条第2項の総務省令で定める方法 によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であって、基準エネル ギー消費効率であって平成22年度以降の各年度において適用されるべきも のとして定められたものを算定する方法として同項の総務省令で定める方 法によりエネルギー消費効率を算定している自動車をいう。) について準 用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲

b 平成21年軽油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子 状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及 び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(イ) 「略]

エ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいず れにも該当するもので法第157条第2項第3号二の総務省令で定める **もの** 

(ア)・(イ) 「略]

- 「略]
- アからウまでに係る部分に限る。)の規定は、平成22年度基準エネルギー 消費効率算定自動車(平成32年度基準エネルギー消費効率及び平成27年度 基準エネルギー消費効率を算定する方法として法第149条第2項の総務省 令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であっ て、基準エネルギー消費効率であって平成22年度以降の各年度において適 用されるべきものとして定められたものを算定する方法として同項の総務 省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定している自動車をいう 。) について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中

げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1項	平成32年度基準エネルギー消	法第149条第2項に規定する基
第1号	費効率(基準エネルギー消費	準エネルギー消費効率であっ
ア(ウ)	効率であって平成32年度以降	て平成22年度以降の各年度に
	の各年度において適用される	おいて適用されるべきものと
	べきものとして定められたも	して定められたもの(以下こ
	のをいう。第4項において同	の号及び <u>次項第1号ア(ウ)</u> に
	C. )	おいて「平成22年度基準エネ
		ルギー消費効率」という。)
		に100分の150を乗じて得た数
		値
第1項	平成27年度基準エネルギー消	[略]
第1号	費効率(基準エネルギー消費	
<u>イ(ウ)</u>	効率であって平成27年度以降	
	の各年度において適用される	
	べきものとして定められたも	
	のをいう。以下 <u>この条</u> におい	
	て同じ。)に100分の115	
第2項	[略]	
第1号		
ア(ウ)		
]	I	l

同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替え るものとする。

第1項	平成32年度基準エネルギー消	法第149条第2項に規定する基
第1号	費効率(基準エネルギー消費	準エネルギー消費効率であっ
ア(イ)	効率であって平成32年度以降	て平成22年度以降の各年度に
	の各年度において適用される	おいて適用されるべきものと
	べきものとして定められたも	して定められたもの(以下こ
	のをいう。 <u>以下この項、次項</u>	の号及び <u>次項第1号</u> において
	及び第4項において同じ。)	「平成22年度基準エネルギー
		消費効率」という。)に100分
		の150を乗じて得た数値
第1項	平成32年度基準エネルギー消	平成22年度基準エネルギー消
第1号	費効率に100分の110	費効率に100分の165
<u>イ(イ)</u>		
第1項	平成27年度基準エネルギー消	[略]
第1号	費効率(基準エネルギー消費	
<u>ウ(イ)</u>	効率であって平成27年度以降	
	の各年度において適用される	
	べきものとして定められたも	
	のをいう。以下 <u>この項、次項</u>	
	及び第4項において同じ。)	
	に100分の115	
第2項	[略]	
第1号		
ア(イ)		
第2項	平成32年度基準エネルギー消	平成22年度基準エネルギー消
•	•	· '

(環境性能割の課税免除)

第107条の6 局長は、次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、┃第107条の6 局長は、次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、 申請により、環境性能割の全部又は一部を免除する。ただし、第2号に掲 げる自動車のうちこの条の規定により環境性能割の免除を受けた者(当該 免除を受けた自動車に関し移転登録をした者、道路運送車両法第15条から 第16条までの規定による登録をした者その他規則で定める者を除く。)に 係る自動車については、この限りでない。

 $(1)\sim(5)$  「略]

2 • 3 「略]

(環境性能割の減免)

|第107条の7 局長は、災害により滅失し、又は損壊した自動車(以下この|第107条の7 局長は、災害により滅失し、又は損壊した自動車又は軽自動 項において「被災自動車」という。)に代わるものと局長が認める自動車 (当該滅失又は損壊の日から1年以内に取得されたものに限る。以下この 項において「代替自動車」という。) に対しては、当該被災自動車の滅失 又は損壊の直前における価額に当該代替自動車に係る環境性能割の税率を 乗じて得た額に相当する額を限度として、申請により、環境性能割を軽減 し、又は免除する。

2 「略]

(身体障害者等に対する種別割の課税免除)

第107条の18 「略]

第1号	費効率	費効率に100分の150を乗じて
<u>イ(イ)</u>		得た数値
第2項	平成27年度基準エネルギー消	平成22年度基準エネルギー消
第1号	費効率に100分の110	費効率に100分の138
<u>ウ(イ)</u>		

(環境性能割の課税免除)

申請により、環境性能割の全部又は一部を免除する。ただし、第2号に規 定する者が運転する軽自動車で軽自動車税の環境性能割の減免を受けた者 又は同号に掲げる自動車のうちこの条の規定により環境性能割の免除を受 けた者(当該免除を受けた自動車に関し移転登録をした者、道路運送車両 法第15条から第16条までの規定による登録をした者その他規則で定める者 を除く。)に係る自動車については、この限りでない。

 $(1)\sim(5)$  「略]

2 · 3 「略]

(環境性能割の減免)

車のうち三輪以上のもの(以下この項において「被災自動車」という。) に代わるものと局長が認める自動車(当該滅失又は損壊の日から1年以内 に取得されたものに限る。以下この項において「代替自動車」という。) に対しては、当該被災自動車の滅失又は損壊の直前における価額に当該代 替自動車に係る環境性能割の税率を乗じて得た額に相当する額を限度とし て、申請により、環境性能割を軽減し、又は免除する。

2 「略]

(身体障害者等に対する種別割の課税免除)

第107条の18 「略]

前項に該当する自動車に係る種別割の免除すべき税額は、次の各号に掲 2 前項に該当する自動車に係る種別割の免除すべき税額は、次の各号に掲

げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 当該自動車に係る種別割の税率が年額45,000円以下のもの 当該自 動車に係る種別割の全額
- (2) 当該自動車に係る種別割の税率が年額45,000円を超えるもの 45,000円(法第177条の10第1項又は第2項の規定により月割をもって 種別割を課す場合にあっては、規則で定める額)
- 「略]

附則

(法人の事業税の税率の特例)

の規定に該当する各事業年度に係る所得割については、第45条第1項第2 号の表中

|各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額 | 100分の6.6

#### とあるのは

Γ	各事業年度の所得のうち年400万円を超え年10億	<u>100分の6.6</u>
	円以下の金額	
	各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額	<u>100分の7.9</u>

と、同条第3項第2号中「100分の6.6」とあるのは「100分の6.6(各事業 年度の所得のうち年10億円を超える金額については、100分の7.9)」とす る。

(東日本大震災による被災家屋の代替家屋等の取得に係る不動産取得税の 課税標準の特例)

第23条の3 「略]

2 • 3 「略]

4 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所 の事故(以下この項において「原子力発電所の事故」という。) に関して 原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第20条第2項の規定 げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 当該自動車に係る種別割の税率が年額43,500円以下のもの 当該自 動車に係る種別割の全額
- (2) 当該自動車に係る種別割の税率が年額43,500円を超えるもの 43,500円(法第177条の10第1項又は第2項の規定により月割をもって 種別割を課す場合にあっては、規則で定める額)
- 「略]

附則

(法人の事業税の税率の特例)

第20条の2の5 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の同項 第20条の2の5 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の同項 の規定に該当する各事業年度に係る所得割については、第45条第1項第2 号の表中

> 各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額 100分の4.9 とあるのは

Γ	各事業年度の所得のうち年400万円を超え年10億	<u>100分の4.9</u>
	円以下の金額	
	各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額	<u>100分の5.7</u>

と、同条第3項第2号中「100分の4.9」とあるのは「100分の4.9(各事業 年度の所得のうち年10億円を超える金額については、100分の5.7)」とす

(東日本大震災による被災家屋の代替家屋等の取得に係る不動産取得税の 課税標準の特例)

第23条の3 「略]

2 • 3 「略]

4 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所 - の事故(以下この項において「原子力発電所の事故」という。)に関して 原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第20条第2項の規定

により原子力災害対策本部長(同法第17条第1項に規定する原子力災害対 策本部長をいう。以下この項において同じ。)が市町村長又は都道府県知 事に対して行った法附則第55条第1項第1号に掲げる指示の対象区域(原 子力発電所の事故に関して同法第20条第2項の規定により原子力災害対策 本部長が市町村長又は都道府県知事に対して行った指示において近く同号 に掲げる指示が解除される見込みであるとされた区域を除く。)のうち当 面の居住に適さない区域として総務大臣が指定して公示した区域(以下こ の条において「居住困難区域」という。) 内に当該居住困難区域を指定す る旨の公示があった日において所在していた家屋(以下この項において「 対象区域内家屋」という。)の同日における所有者その他の法附則第51条 第4項の政令で定める者が、当該対象区域内家屋に代わるものと局長が認 める家屋(以下この項及び次項において「代替家屋」という。)の取得を した場合における当該代替家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税 標準の算定については、当該取得が同日から当該居住困難区域の指定を解 除する旨の公示があった日から起算して3月(代替家屋が同日後に新築さ れたものであるときは、1年)を経過する日までの間に行われたときに限 り、価格に当該代替家屋の床面積に対する当該対象区域内家屋の床面積の 割合(当該割合が1を超える場合は、1)を乗じて得た額を価格から控除 する。

5・6 [略]

(東日本大震災に係る軽油引取税の免除等)

第24条の8 「略]

(環境性能割の税率の特例)

第24条の9 [略]

により原子力災害対策本部長(同法第17条第1項に規定する原子力災害対 策本部長をいう。以下この項において同じ。) が市町村長又は都道府県知 事に対して行った法附則第55条第1項第1号に掲げる指示の対象区域(原 子力発電所の事故に関して同法第20条第2項の規定により原子力災害対策 本部長が市町村長又は都道府県知事に対して行った指示において近く同号 に掲げる指示が解除される見込みであるとされた区域を除く。附則第24条 の11第1項において「避難指示区域」という。)のうち当面の居住に適さ ない区域として総務大臣が指定して公示した区域(以下この条において「 居住困難区域」という。)内に当該居住困難区域を指定する旨の公示があ った日において所在していた家屋(以下この項において「対象区域内家屋 」という。)の同日における所有者その他の法附則第51条第4項の政令で 定める者が、当該対象区域内家屋に代わるものと局長が認める家屋(以下 この項及び次項において「代替家屋」という。) の取得をした場合におけ る当該代替家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定につ いては、当該取得が同日から当該居住困難区域の指定を解除する旨の公示 があった日から起算して3月(代替家屋が同日後に新築されたものである ときは、1年)を経過する日までの間に行われたときに限り、価格に当該 代替家屋の床面積に対する当該対象区域内家屋の床面積の割合(当該割合 が1を超える場合は、1)を乗じて得た額を価格から控除する。

5 • 6 [略]

(東日本大震災に係る軽油引取税の免除等)

第24条の8 [略]

(環境性能割の非課税に係るバス路線)

第24条の8の2 法附則第12条の2の10第1項に規定する条例で定める路線は、知事が地域住民の生活上必要と認めるバス路線とする。

(環境性能割の税率の特例)

第24条の9 [略]

2 自家用の乗用車に対する第103条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)及び第3項の規定の適用については、当該自家用の乗用車の取得が平成31年10月1日から平成32年9月30日までの間に行われたときに限り、同条第2項中「100分の2」とあるのは「100分の1」と、同条第3項中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。

(環境性能割の課税標準の特例)

- 第24条の10 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供する自動車又は同法第3条第1号口に規定する一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者がその事業の用に供する自動車(以下この項及び次項において「路線バス等」という。)のうち、次の各号のいずれにも該当するものであって乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの(法附則第12条の2の13第1項の総務省令で定めるものに限る。)で最初の第101条第3項に規定する新規登録(以下この条及び附則第25条から附則第25条の3までにおいて「初回新規登録」という。)を受けるものに対する第102条の規定の適用については、当該路線バス等の取得が平成33年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。)」とあるのは、「という。)から1,000万円を控除して得た額」とする。
  - (1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年 法律第91号)第3条第1項に規定する基本方針(次項第1号及び第3項 第1号において「基本方針」という。)に平成32年度までに導入する台 数が目標として定められた自動車に該当するものであること。
  - (2) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第8条第1 項に規定する公共交通移動等円滑化基準(次項第2号及び第3項第2号 において「公共交通移動等円滑化基準」という。)で法附則第12条の2 の13第1項第2号の総務省令で定めるものに適合するものであること。

- 2 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであって車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの(法附則第12条の2の13第2項の総務省令で定めるものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第102条の規定の適用については、当該路線バス等の取得が平成33年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。)」とあるのは、「という。)から650万円(乗車定員30人未満の附則第24条の10第2項に規定する路線バス等にあっては、200万円)を控除して得た額」とする。
  - (1) 基本方針に平成32年度までに導入する台数が目標として定められた 自動車に該当するものであること。
- (2) 公共交通移動等円滑化基準で法附則第12条の2の13第2項第2号の 総務省令で定めるものに適合するものであること。
- 3 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれにも該当するものであってその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第1号に規定する高齢者、障害者等(第3号において「高齢者、障害者等」という。)の移動上の利便性を特に向上させるもの(法附則第12条の2の13第3項の総務省令で定めるものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第102条の規定の適用については、当該乗用車の取得が平成33年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。)」とあるのは、「という。)から100万円を控除して得た額」とする。
- (1) 基本方針に平成32年度までに導入する台数が目標として定められた 自動車に該当するものであること。
- (2) 公共交通移動等円滑化基準で法附則第12条の2の13第3項第2号の 総務省令で定めるものに適合するものであること。
- (3) 高齢者、障害者等を含む全ての利用者の移動上の利便性を向上させ

る機能を有する構造及び設備が特に優れたものとして国土交通大臣が認めたものであること。

- 4 次に掲げる自動車のうち、横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項から第6項までにおいて「車両安定性制御装置」という。)、衝突に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項から第6項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置」という。)又は車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置(以下この条において「車線逸脱警報装置」という。)のいずれか2以上を備えるもの(法附則第12条の2の13第4項の総務省令で定めるものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第102条の規定の適用については、当該自動車の取得が平成31年10月31日までに行われたときに限り、同条中「という。)」とあるのは、「という。)から525万円を控除して得た額」とする。
  - (1) 車両総重量(道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下この項から第7項までにおいて同じ。)が5トン以下の乗用車(法附則第12条の2の13第4項第1号の総務省令で定めるものに限る。)又はバス(同号の総務省令で定めるものに限る。)(以下この項から第7項までにおいて「バス等」という。)であって、道路運送車両法第41条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で同号の総務省令で定めるもの(以下この項から第6項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。)及び同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で同号の総務省令で定めるもの(以下この条において「車線逸脱警報装置に係る保安基準」という。)のいずれにも適合するもの
  - (2) 車両総重量が5トンを超え12トン以下のバス等であって、道路運送

車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安上若しくは公害防止その他の環境保全上の技術基準で法附則第12条の2の13第4項第2号の総務省令で定めるもの(以下この項から第6項までにおいて「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。)、道路運送車両法第41条の規定により平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか2以上に適合するもの

- (3) 車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラック(法附則第12条の2の13第4項第3号の総務省令で定めるけん引自動車及び被けん引自動車を除く。次項から第7項までにおいて同じ。)であって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか2以上に適合するもの
- 5 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置を備えるもの(法附則第12条の2の13第5項の総務省令で定めるものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第102条の規定の適用については、第1号から第3号までに掲げる自動車にあっては当該自動車の取得が平成31年11月1日から平成33年3月31日までに行われたときに限り、第4号に掲げる自動車にあっては当該自動車の取得が平成31年10月1日から平成33年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。)」とあるのは、「という。)から350万円を控除して得た額」とする。

- (1) 車両総重量が5トン以下のバス等であって、道路運送車両法第41条 の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの
- (2) 車両総重量が5トンを超え12トン以下のバス等であって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの
- (3) 車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラックであって、道路 運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべき ものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定 により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝 突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成27年 8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置 に係る保安基準のいずれにも適合するもの
- (4) 車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの
- 6 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制動制

御装置のいずれかを備えるもの(法附則第12条の2の13第6項の総務省令で定めるものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第102条の規定の適用については、当該自動車の取得が平成31年10月31日までに行われたときに限り、同条中「という。)」とあるのは、「という。)から350万円を控除して得た額」とする。

- (1) 車両総重量が5トン以下のバス等であって、道路運送車両法第41条 の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準に適合するもの
- (2) 車両総重量が5トンを超え12トン以下のバス等であって、道路運送 車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきもの として定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定に より平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突 被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの
- (3) 車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラックであって、道路 運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべき ものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規 定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた 衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの
- 7 バス等又は車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラック若しくは 車両総重量が20トンを超え22トン以下のトラックであって、道路運送車両 法第41条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして 定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準に適合するもののうち、車線 逸脱警報装置を備えるもの(法附則第12条の2の13第7項の総務省令で定 めるものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第102条の規定 の適用については、当該自動車の取得が平成32年10月31日(バス等及び車 両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラックにあっては、平成31年10 月31日)までに行われたときに限り、同条中「という。)」とあるのは、

「という。)から175万円を控除して得た額」とする。

8 前各項の規定は、第106条第1項又は法第161条の規定により提出される 申告書又は修正申告書に、当該自動車の取得につき前各項の規定の適用を 受けようとする旨その他の法附則第12条の2の13第8項の総務省令で定め る事項の記載がある場合に限り、適用する。

(東日本大震災による対象区域内用途廃止等自動車等の代替自動車に対して課する環境性能割の納税義務の免除等)

第24条の11 避難指示区域であって平成24年1月1日において原子力発電所 の事故に関して原子力規制委員会設置法(平成24年法律第47号)附則第54 条による改正前の原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定により原 子力災害対策本部長が市町村長に対して行った同法第28条第2項の規定に より読み替えて適用される災害対策基本法第63条第1項の規定による警戒 区域の設定を行うことの指示の対象区域であった区域のうち立入りが困難 であるため当該区域内の自動車等を当該区域の外に移動させることが困難 な区域として総務大臣が指定して公示した区域(以下この項及び附則第25 条の4第3項において「自動車等持出困難区域」という。) 内の法附則第 53条の2第2項に規定する自動車等(以下この項及び附則第25条の4第3 項において「対象区域内自動車等」という。) の当該自動車等持出困難区 域を指定する旨の公示があった日における所有者(第101条第1項又は法 第444条第1項に規定する場合には、これらの規定に規定する買主)その 他の法附則第53条の2第3項の政令で定める者が対象区域内自動車等以外 の自動車(以下この項及び附則第25条の4第1項において「他の自動車」 という。)の取得をした場合において、当該他の自動車の取得をした後に 、対象区域内自動車等が法附則第53条の2第2項に規定する対象区域内用 |途廃止等自動車等(以下この項及び附則第25条の4第3項において「対象 区域内用途廃止等自動車等」という。)に該当することとなり、かつ、当 該取得した他の自動車を対象区域内用途廃止等自動車等に代わるものと局 (種別割の税率の特例)

|第25条||次の各号に掲げる自動車(電気自動車(法第149条第1項第1号に||第25条||次の各号に掲げる自動車(電気自動車(法第149条第1項第1号に 規定する電気自動車をいう。)、天然ガス自動車(同項第2号に規定する 天然ガス自動車をいう。)、メタノール自動車(専らメタノールを内燃機 関の燃料として用いる自動車で法附則第12条の3第1項の総務省令で定め るものをいう。)、混合メタノール自動車(メタノールとメタノール以外 のものとの混合物で同項の総務省令で定めるものを内燃機関の燃料として 用いる自動車で同項の総務省令で定めるものをいう。)及びガソリンを内 燃機関の燃料として用いる電力併用自動車(法第149条第1項第3号に規 定する電力併用自動車をいう。)、一般乗合用バス等(第107条の17第1 項に規定する一般乗合用バス及び学校教育法(昭和22年法律第26号)第1 条に規定する学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提 供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼 保連携型認定こども園の設置者が所有し、かつ、専ら当該学校の学生、生 徒、児童若しくは幼児の通学若しくは通園又は当該幼保連携型認定こども 園の園児(同法第14条第6項に規定する園児をいう。)の通園の用に供す るバスをいう。以下同じ。)及び被けん引自動車を除く。)に対して課す る当該各号に定める年度以後の年度分の種別割の税率については、別表の 規定にかかわらず、次の表に定める税率とする。

長が認めるときは、当該他の自動車の取得が同日から平成33年3月31日ま での間に行われたときに限り、当該他の自動車に対して課する環境性能割 に係る徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

2 局長は、環境性能割に係る徴収金を徴収した場合において、当該環境性 能割について前項の規定の適用があることとなったときは、同項の政令で 定める者の申請に基づいて、当該徴収金を還付するものとする。

(種別割の税率の特例)

規定する電気自動車をいう。次項第1号及び次条第2項において同じ。) 、天然ガス自動車(法第149条第1項第2号に規定する天然ガス自動車を いう。次項第2号及び次条第2項において同じ。)、メタノール自動車( 専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で法附則第12条の3 第1項の総務省令で定めるものをいう。次条第2項において同じ。)、混 合メタノール自動車(メタノールとメタノール以外のものとの混合物で法 附則第12条の3第1項の総務省令で定めるものを内燃機関の燃料として用 いる自動車で同項の総務省令で定めるものをいう。次条第2項において同 じ。)及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車(法第 149条第1項第3号に規定する電力併用自動車をいう。次条第2項におい て同じ。)並びに自家用の乗用車(特種用途車であるものを含み、三輪の 小型自動車であるものを除く。次項において同じ。)、一般乗合用バス等 (第107条の17第1項に規定する一般乗合用バス及び学校教育法(昭和22 年法律第26号)第1条に規定する学校又は就学前の子どもに関する教育、 保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条 第7項に規定する幼保連携型認定こども園の設置者が所有し、かつ、専ら 当該学校の学生、生徒、児童若しくは幼児の通学若しくは通園又は当該幼 保連携型認定こども園の園児(同法第14条第6項に規定する園児をいう。 ) の通園の用に供するバスをいう。以下同じ。) 及び被けん引自動車を除

- (1) <u>ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成18年3月31日までに最初の第101条第3項に規定する新規登録(以下この条において「初回新規登録」という。)</u>を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度
- (2) <u>第103条第1項第2号</u>に規定する軽油自動車その他の前号に掲げる 自動車以外の自動車で<u>平成20年3月31日</u>までに初回新規登録を受けたも の 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年 度

	自動車の区分	税率 (年額)	
	日判甲Ⅵ△刀	営業用	自家用
乗用車 (	総排気量が1リットル以下のもの	[略]	円
三輪の小			<u>33, 900</u>
型自動車	総排気量が1リットルを超え1.5	[略]	20, 600
であるも	リットル以下のもの		39, 600
のを除く	総排気量が1.5リットルを超え2	[略]	45 400
。)	リットル以下のもの		45, 400
	総排気量が2リットルを超え2.5	[略]	F1 700
	リットル以下のもの		51, 700
	総排気量が2.5リットルを超え3	[略]	E9 600
	リットル以下のもの		<u>58, 600</u>
	総排気量が3リットルを超え3.5	[略]	66.700
	リットル以下のもの		<u>66, 700</u>
	総排気量が3.5リットルを超え4	[略]	76, 400
	リットル以下のもの		<u>76, 400</u>

- く。)に対する当該各号に定める年度以後の年度分の種別割の税率については、別表の規定にかかわらず、次の表に定める税率とする。
- (1) 第103条第1項第1号に規定するガソリン自動車(以下この条において「ガソリン自動車」という。)又は同項第2号に規定する石油ガス自動車(以下この条において「石油ガス自動車」という。)で平成20年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度
- (2) 第103条第1項第3号に規定する軽油自動車<u>(次項第6号において「軽油自動車」という。)</u>その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で 平成22年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

	白動車の区八	税率(	年額)
	自動車の区分		自家用
乗用車 ( 三輪の小	総排気量が1リットル以下のもの	[略]	円
型自動車	総排気量が1リットルを超え1.5	[略]	
であるも	リットル以下のもの		
のを除く	総排気量が1.5リットルを超え2	[略]	
。)	リットル以下のもの		
	総排気量が2リットルを超え2.5	[略]	
	リットル以下のもの		
	総排気量が2.5リットルを超え3	[略]	
	リットル以下のもの		
	総排気量が3リットルを超え3.5	[略]	
	リットル以下のもの		
	総排気量が3.5リットルを超え4	[略]	
	リットル以下のもの		

		総排気量が4リットルを超え4.5	[略]	97 000
		リットル以下のもの		87, 900
		総排気量が4.5リットルを超え6	[略]	101 000
		リットル以下のもの		101, 200
		総排気量が6リットルを超えるも	[略]	105 000
		0		<u>127, 600</u>
[H	各]			
特種	乗用	総排気量が1リットル以下のもの	[略]	27, 100
用途	車に	総排気量が1リットルを超え1.5	[略]	0.1 500
車	属す	リットル以下のもの		31, 700
	るも	総排気量が1.5リットルを超え2	[略]	
	$\mathcal{O}$	リットル以下のもの		36, 300
		総排気量が2リットルを超え2.5	[略]	
		リットル以下のもの		41, 400
		総排気量が2.5リットルを超え3	[略]	40.000
		リットル以下のもの		46, 900
		総排気量が3リットルを超え3.5	[略]	<b>5</b> 0.000
		リットル以下のもの		53, 300
		総排気量が3.5リットルを超え4	[略]	21 100
		リットル以下のもの		61, 100
		総排気量が4リットルを超え4.5	[略]	70.000
		リットル以下のもの		70, 300
		総排気量が4.5リットルを超え6	[略]	00.000
		リットル以下のもの		80, 900
		総排気量が6リットルを超えるも	[略]	100 100
		0		<u>102, 100</u>

-				
		総排気量が4リットルを超え4.5	[略]	
		リットル以下のもの		
		総排気量が4.5リットルを超え6	[略]	
		リットル以下のもの		
		総排気量が6リットルを超えるも	[略]	
		Ø)		
	各]			
特種	乗用	総排気量が1リットル以下のもの	[略]	
用途	車に	総排気量が1リットルを超え1.5	[略]	
車	属す	リットル以下のもの		
	るも	総排気量が1.5リットルを超え2	[略]	
	の	リットル以下のもの		
		総排気量が2リットルを超え2.5	[略]	
		リットル以下のもの		
		総排気量が2.5リットルを超え3	[略]	
		リットル以下のもの		
		総排気量が3リットルを超え3.5	[略]	
		リットル以下のもの		
		総排気量が3.5リットルを超え4	[略]	
		リットル以下のもの		
		総排気量が4リットルを超え4.5	[略]	
		リットル以下のもの		
		総排気量が4.5リットルを超え6	[略]	
		リットル以下のもの		
		総排気量が6リットルを超えるも	[略]	
		0		
	ı	ı		I

[#	各]	
霊き	[略]	
ゅう		
車		
キャ	総排気量が1リットル以下のもの	<u>27, 100</u>
<u>ンピ</u>	総排気量が1リットルを超え1.5	21 700
<u>ング</u>	リットル以下のもの	31, 700
<u>車</u>	総排気量が1.5リットルを超え2	26 200
	リットル以下のもの	<u>36, 300</u>
	総排気量が2リットルを超え2.5	41 400
	リットル以下のもの	41, 400
	総排気量が2.5リットルを超え3	46,000
	リットル以下のもの	46, 900
	総排気量が3リットルを超え3.5	E2 200
	<u>リットル以下のもの</u>	<u>53, 300</u>
	総排気量が3.5リットルを超え4	61 100
	<u>リットル以下のもの</u>	61, 100
	総排気量が4リットルを超え4.5	70, 300
	<u>リットル以下のもの</u>	<u>70, 300</u>
	総排気量が4.5リットルを超え6	80, 900
	<u>リットル以下のもの</u>	80, 900
	総排気量が6リットルを超えるも	102 100
	<u>Ø</u>	<u>102, 100</u>
	各]	

# 備考1 [略]

2 乗用車(特種用途車で乗用車に属するものを含む。)<u>、キャン</u> ピング車及び備考1に掲げるトラック(特種用途車でトラックに

	[]	各]	
	霊き	[略]	
	ゅう		
	車		
	[]		
備老1	l		

# 備考1 [略]

2 <u>営業用の</u>乗用車(特種用途車で乗用車に属するものを含む。) 及び備考1に掲げるトラック(特種用途車でトラックに属するも 属するものを含む。)で、ロータリー・エンジンを搭載するもの にあっては、次の算式により算出した数値を総排気量とみなして 、この表及び備考1の表を適用する。

#### 算式

単室容積×ローター数×1.5

のを含む。)で、ロータリー・エンジンを搭載するものにあって は、次の算式により算出した数値を総排気量とみなして、この表 及び備考1の表を適用する。

#### 算式

単室容積×ローター数×1.5

- 2 次に掲げる自動車に対して課する種別割の税率については、当該自動車 (自家用の乗用車及びキャンピング車(以下この条及び次条において「自 家用の乗用車等」という。)を除く。)が平成30年4月1日から平成31年 3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成31年度分の種別割 (法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自動車の所有者に対 して月割をもって課されるものに限る。)に限り、当該自動車が平成31年 4月1日(自家用の乗用車等にあっては、同年10月1日)から平成32年3 月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成32年度分の種別割に 限り、当該自動車が平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間に初 回新規登録を受けた場合には平成33年度分の種別割に限り、別表の規定に かかわらず、次の表に定める税率とする。
- <u>(1)</u> 電気自動車
- (2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた法第149条第1項第2号イに規定する排出ガス保安基準で法附則第12条の3第2項第2号の総務省令で定めるものに適合するもの又は法第149条第1項第2号号に規定する平成21年天然ガス車基準(以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので法附則第12条の3第2項第2号の総務省令で定めるもの
- (3) 法第149条第1項第3号に規定する充電機能付電力併用自動車
- (4) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が第103条第1項第1

号ア(ア) a に規定する平成30年ガソリン軽中量車基準(次項第1号において「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第1項第1号ア(ア) b に規定する平成17年ガソリン軽中量車基準(次項第1号において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が同条第1項第1号ア(イ)に規定する平成32年度基準エネルギー消費効率(以下この条において「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の130を乗じて得た数値以上のもので法附則第12条の3第2項第4号の総務省令で定めるもの

- (5) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が第103条第1項第2 号ア(ア) a に規定する平成30年石油ガス軽中量車基準(次項第2号において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第1項第2号ア(ア) b に規定する平成17年石油ガス軽中量車基準(次項第2号において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上のもので法附則第12条の3第2項第5号の総務省令で定めるもの
- (6) 軽油自動車のうち、第103条第1項第3号ア(ア) a に規定する平成 30年軽油軽中量車基準又は同号ア(ア) b に規定する平成21年軽油軽中量 車基準に適合する乗用車

	白動車の区八	税率(	年額)_
	自動車の区分		自家用
乗用車 (	総排気量が1リットル以下のもの	<u>円</u>	<u>円</u>
三輪の小	松併 刈 単 が 1 グ ツ 下 ル 以 下 の も の	<u>2,000</u>	<u>6, 500</u>
型自動車	総排気量が1リットルを超え1.5	<u>2, 500</u>	8,000

であるも	リットル以下のもの		
のを除く	総排気量が1.5リットルを超え2	2, 500	9, 000
<u>。)</u>	リットル以下のもの		
	総排気量が2リットルを超え2.5	3, 500	11,000
	リットル以下のもの	<u>0,000</u>	11,000
	総排気量が2.5リットルを超え3	4, 000	12, 500
	リットル以下のもの	4,000	12,000
	総排気量が3リットルを超え3.5	4, 500	14, 500
	リットル以下のもの	4,000	14, 500
	総排気量が3.5リットルを超え4	5, 500	16, 500
	<u>リットル以下のもの</u>	<u>5, 500</u>	10, 500
	総排気量が4リットルを超え4.5	6 000	10 000
	<u>リットル以下のもの</u>	<u>6, 000</u>	19,000
	総排気量が4.5リットルを超え6	7, 000	22, 000
	<u>リットル以下のもの</u>	1,000	<u>22, 000</u>
	総排気量が6リットルを超えるも	10 500	27 500
	<u>Ø</u>	<u>10, 500</u>	27, 500
	電気を動力源とするもの	<u>2,000</u>	<u>6, 500</u>
トラック	最大積載量が1トン以下のもの	<u>2,000</u>	2,000
(三輪の	最大積載量が1トンを超え2トン	2 500	2 000
小型自動	<u>以下のもの</u>	<u>2, 500</u>	3,000
車である	最大積載量が2トンを超え3トン	2 000	4 000
<u>もの、け</u>	<u>以下のもの</u>	3,000	4,000
ん引自動	最大積載量が3トンを超え4トン	4 000	E E 6
車である	<u>以下のもの</u>	<u>4, 000</u>	<u>5, 500</u>
もの及び	最大積載量が4トンを超え5トン	<b>F</b> 000	0 = -
被けん引	以下のもの	<u>5, 000</u>	6, 500

占 私	古べ	見上海料見ぶりしいた切らのしい		
	<u>車で</u>	最大積載量が5トンを超え6トン	5, 500	7,500
	もの	以下のもの		-
を 除	< 。	最大積載量が6トンを超え7トン	6, 500	9,000
<u>)</u>		<u>以下のもの</u>	0, 500	3,000
		最大積載量が7トンを超え8トン	<b>5 5</b> 00	10 500
		以下のもの	<u>7, 500</u>	10, 500
			7,500円に	10,500円
				に最大積
			量が8ト	
				トンを超
				<del>-                                    </del>
		最大積載量が8トンを超えるもの	トンまで	1トンま
			ことに	
			1,200円を	
			加算した	加算した
	T		<u>額</u>	<u>額</u>
バス	<u>一般</u>	乗車定員が30人以下のもの	3,000	
	<u>乗合</u>	乗車定員が30人を超え40人以下の	4 000	
	<u>用バ</u>	<u>to</u>	4,000	
	ス等	乗車定員が40人を超え50人以下の	4.500	
		<u>もの</u>	<u>4, 500</u>	
		乗車定員が50人を超え60人以下の		
		<b>も</b> の	<u>5, 000</u>	
		乗車定員が60人を超え70人以下の		
		大学に関わるの人と起えていた。 もの	<u>6, 000</u>	
		<u>0 ~  </u>  乗車定員が70人を超え80人以下の		
			<u>6, 500</u>	
		<u> </u>		

		乗車定員が80人を超えるもの	<u>7,500</u>	
	その	乗車定員が30人以下のもの	<u>7,000</u>	<u>8,500</u>
	<u>他</u>	乗車定員が30人を超え40人以下の もの	8,000	10, 500
		乗車定員が40人を超え50人以下の もの	<u>9, 500</u>	12, 500
		乗車定員が50人を超え60人以下の もの	11,000	14, 500
		乗車定員が60人を超え70人以下の もの	<u>13, 000</u>	<u>16, 500</u>
		乗車定員が70人を超え80人以下の もの	14, 500	<u>18, 500</u>
		乗車定員が80人を超えるもの	<u>16, 000</u>	21,000
三輪の	り小型	自動車	<u>1,500</u>	1,500
けん	引自	小型自動車であるもの	2,000	3,000
動車		普通自動車であるもの	4,000	5, 500
特種	乗用	総排気量が1リットル以下のもの	<u>2,000</u>	5,000
<u>用途</u> <u>車</u>	<u>車に</u> 属す	総排気量が1リットルを超え1.5 リットル以下のもの	2,000	<u>6, 500</u>
	<u>るも</u> の	総排気量が1.5リットルを超え2 リットル以下のもの	<u>2, 000</u>	7, 500
		総排気量が2リットルを超え2.5 リットル以下のもの	3,000	9,000
		総排気量が2.5リットルを超え3 リットル以下のもの	3, 500	10,000

	リットル以下のもの		
	総排気量が3.5リットルを超え4 リットル以下のもの	4, 500	13, 500
	総排気量が 4 リットルを超え4.5 リットル以下のもの	<u>5, 000</u>	<u>15, 500</u>
	総排気量が4.5リットルを超え6 リットル以下のもの	<u>5, 500</u>	<u>17, 500</u>
	総排気量が 6 リットルを超えるも の	8,500	22, 000
	電気を動力源とするもの	<u>2,000</u>	5,000
, -	hiz E had o	トラックの	款に定める
<u>トフ:</u>	<u>ックに属するもの</u>	区分に応じた税率	
バスし	こ属するもの	バスの款に定める区分 に応じた税率	
三輪の	D小型自動車に属するもの		自動車の款 分に応じた
けんら	別自動車に属するもの	<u>けん引自動</u> める区分に	車の款に定 応じた税率
霊き	乗車定員が3人以下のもの	2,000	
<u>ゅう</u> 車	乗車定員が3人を超え10人以下の もの	<u>2, 500</u>	
	乗車定員が10人を超えるもの	3,000	
キャ	総排気量が1リットル以下のもの		5,000
<u>ンピ</u> ング	総排気量が1リットルを超え1.5 リットル以下のもの		<u>6, 500</u>

_				
	<u>車</u>	総排気量が1.5リットルを超え2 リットル以下のもの		<u>7, 500</u>
		総排気量が2リットルを超え2.5		9,000
		リットル以下のもの		
		総排気量が2.5リットルを超え3		10, 000
		<u>リットル以下のもの</u>		10,000
		総排気量が3リットルを超え3.5		11, 500
		リットル以下のもの		11,500
		総排気量が3.5リットルを超え4		13, 500
		リットル以下のもの		15, 500
		総排気量が 4 リットルを超え4.5		15 500
		リットル以下のもの		<u>15, 500</u>
		総排気量が4.5リットルを超え6		17, 500
		<u>リットル以下のもの</u>		17, 500
		総排気量が6リットルを超えるも		22 000
		<u>o</u>		<u>22, 000</u>
		電気を動力源とするもの		5,000
	その	車両重量が5トン以下のもの	<u>2, 500</u>	3,000
	<u>他</u>	車両重量が5トンを超え10トン以	F 000	6 F00
		<u>下のもの</u>	<u>5, 000</u>	6, 500
		車両重量が10トンを超え15トン以	7 500	10 500
		<u>下のもの</u>	<u>7, 500</u>	10, 500
		車両重量が15トンを超えるもの	11,000	15,000
/ <del>   </del> :    <del> </del>	7 ~	ラッカ (性種用冷声でしラッカに尾)	トフィのナイ	\

備考1 トラック (特種用途車でトラックに属するものを含む。) で貨 客兼用のものの税率 (年額) は、この表に掲げるトラックの最大 積載量の区分に応じた年額に、次の表の左欄に掲げる総排気量の 区分に応じた同表の右欄に掲げる年額を加算した金額とする。

白動士の区八	税率(年額)	
<u>自動車の区分</u>	営業用	自家用
<b>公地与長が1リットルパ下のもの</b>	<u>円</u>	<u>円</u>
総排気量が1リットル以下のもの	<u>1,000</u>	<u>1, 300</u>
総排気量が1リットルを超え1.5リット	1 200	1 600
ル以下のもの	<u>1, 200</u>	<u>1,600</u>
総排気量が1.5リットルを超えるもの	<u>1,600</u>	<u>2,000</u>
電気を動力源とするもの	<u>1,000</u>	<u>1, 300</u>

2 乗用車(特種用途車で乗用車に属するものを含む。)、キャンピング車及び備考1に掲げるトラック(特種用途車でトラックに属するものを含む。)で、ロータリー・エンジンを搭載するものにあっては、次の算式により算出した数値を総排気量とみなして、この表及び備考1の表を適用する。

## 算式

単室容積×ローター数×1.5

- 3 次に掲げる自動車に対して課する種別割の税率については、当該自動車 (自家用の乗用車等を除く。)が平成30年4月1日から平成31年3月31日 までの間に初回新規登録を受けた場合には平成31年度分の種別割(法第 177条の10第1項又は第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。)に限り、当該自動車が平成31年4月1日(自家用の乗用車等にあっては、同年10月1日)から平成32年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成32年度分の種別割に限り、当該自動車が平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成33年度分の種別割に限り、別表の規定にかかわらず、次の表に定める税率とする。
  - (1) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽 中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素

酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上のもので法附則第12条の3第3項第1号の総務省令で定めるもの

(2) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上のもので法附則第12条の3第3項第2号の総務省令で定めるもの

	自動車の区分		年額)_
			自家用
乗用車 (	総排気量が1リットル以下のもの	<u>円</u>	<u>円</u>
三輪の小	Math X(重加 1 )	<u>4,000</u>	<u>12, 500</u>
型自動車	総排気量が1リットルを超え1.5	4 500	15 500
であるも	リットル以下のもの	<u>4, 500</u>	<u>15, 500</u>
のを除く	総排気量が1.5リットルを超え2	5 000	19,000
<u>。)</u>	リットル以下のもの	<u>5, 000</u>	18,000
	総排気量が2リットルを超え2.5	7 000	22,000
	リットル以下のもの	<u>7, 000</u>	<u>22, 000</u>
	総排気量が2.5リットルを超え3	9 000	25,000
	リットル以下のもの	<u>8,000</u>	<u>25, 000</u>
	総排気量が3リットルを超え3.5	0.000	99 500
	リットル以下のもの	<u>9,000</u>	28, 500
	総排気量が3.5リットルを超え4	10 500	22 000
	リットル以下のもの	<u>10, 500</u>	33, 000
	総排気量が4リットルを超え4.5	12,000	38,000

	リットル以下のもの		
	総排気量が4.5リットルを超え6 リットル以下のもの	14,000	43, 500
	総排気量が 6 リットルを超えるも の	20, 500	<u>55, 000</u>
	電気を動力源とするもの	<u>4,000</u>	12, 500
トラック	最大積載量が1トン以下のもの	3, 500	4,000
<u>(三輪の</u> 小型自動	最大積載量が1トンを超え2トン 以下のもの	4,500	6,000
<u>車である</u> もの、け	最大積載量が2トンを超え3トン 以下のもの	6,000	8,000
<u>ん引自動</u> 車である	最大積載量が3トンを超え4トン 以下のもの	<u>7, 500</u>	10,500
<u>もの及び</u> 被けん引	<u>最大積載量が4トンを超え5トン</u> 以下のもの	9, 500	13,000
<u>自動車で</u> あるもの	最大積載量が 5 トンを超え 6 トン 以下のもの	11,000	15,000
<u>を除く。</u> <u>)</u>	最大積載量が6トンを超え7トン 以下のもの	13,000	<u>17, 500</u>
	最大積載量が7トンを超え8トン <u>以下のもの</u>	<u>15, 000</u>	20, 500
	最大積載量が8トンを超えるもの	15,000円 に最大積 載量が8 トンを超 える部分	20,500円 に最大積 載量が8 トンを超 える部分 1トンま

			<u>でごとに</u> 2,400円を	
			<u>加算した</u> 額	加算した 額
バス	<u>一般</u>	乗車定員が30人以下のもの	6,000	
	<u>乗合</u> 用バ	乗車定員が30人を超え40人以下の もの	7, 500	
	ス等	乗車定員が40人を超え50人以下の もの	9,000	
		乗車定員が50人を超え60人以下の もの	10,000	
		乗車定員が60人を超え70人以下の <u>もの</u>	11, 500	
		<u>乗車定員が70人を超え80人以下の</u> <u>もの</u>	13,000	
		乗車定員が80人を超えるもの	14, 500	
	その	乗車定員が30人以下のもの	<u>13, 500</u>	16, 500
	<u>他</u>	乗車定員が30人を超え40人以下の もの	16,000	20, 500
		乗車定員が40人を超え50人以下の もの	19,000	24, 500
		<u>乗車定員が50人を超え60人以下の</u> <u>もの</u>	22,000	<u>28, 500</u>
		乗車定員が60人を超え70人以下の もの	25, 500	33,000
		乗車定員が70人を超え80人以下の もの	28, 500	37,000

		乗車定員が80人を超えるもの	<u>32, 000</u>	41,500
<u>三輪</u> 0	)小型	自動車	<u>2, 500</u>	3,000
けん	引自	小型自動車であるもの	<u>4,000</u>	<u>5, 500</u>
<u>動車</u>		普通自動車であるもの	<u>8,000</u>	10, 500
特種	乗用	総排気量が1リットル以下のもの	3,000	10,000
<u>用途</u> 車	<u>車に</u> 属す	総排気量が 1 リットルを超え1.5 リットル以下のもの	3, 500	12, 500
<u>·</u>	<u>るも</u> の	総排気量が1.5リットルを超え2 リットル以下のもの	4,000	14, 500
	_	<u>総排気量が2リットルを超え2.5</u> リットル以下のもの	<u>5, 500</u>	17, 500
		総排気量が2.5リットルを超え3 リットル以下のもの	<u>6, 500</u>	20,000
		総排気量が 3 リットルを超え3.5 リットル以下のもの	7, 500	23,000
		総排気量が3.5リットルを超え4 リットル以下のもの	8, 500	<u>26, 500</u>
		総排気量が 4 リットルを超え4.5 リットル以下のもの	9, 500	30, 500
		総排気量が4.5リットルを超え6 リットル以下のもの	11,000	35, 000
		総排気量が 6 リットルを超えるも の	16, 500	44, 000
		電気を動力源とするもの	3,000	10,000
	トラ	ックに属するもの	トラックの 区分に応じ7	

バスに属するもの   '		<u>バスの款に</u> に応じた税	<u>定める区分</u> 率
三輪の小型自動車に属するもの			自動車の款 分に応じた
けんら	別自動車に属するもの	<u>けん引自動</u> める区分に	車の款に定 応じた税率
霊き	乗車定員が3人以下のもの	3, 500	
<u>ゅう</u> 車	乗車定員が3人を超え10人以下の もの	<u>5, 500</u>	
	乗車定員が10人を超えるもの	6,000	
キャ	総排気量が1リットル以下のもの		10,000
ンピ	総排気量が1リットルを超え1.5		10 500
<u>ング</u>	リットル以下のもの		<u>12, 500</u>
<u>車</u>	総排気量が1.5リットルを超え2 リットル以下のもの		14, 500
	総排気量が 2 リットルを超え2.5 リットル以下のもの		17, 500
	総排気量が2.5リットルを超え3 リットル以下のもの		20,000
	総排気量が 3 リットルを超え3.5 リットル以下のもの		23, 000
	総排気量が3.5リットルを超え4 リットル以下のもの		<u>26, 500</u>
	総排気量が 4 リットルを超え4.5 リットル以下のもの		30, 500

	総排気量が4.5リットルを超え6 リットル以下のもの		<u>35, 000</u>
	総排気量が 6 リットルを超えるも <u>の</u>		44,000
	電気を動力源とするもの		10,000
そ	の 車両重量が5トン以下のもの	<u>4, 500</u>	<u>6,000</u>
<u>他</u>	車両重量が5トンを超え10トン以   下のもの	9,500	13, 000
	<u>車両重量が10トンを超え15トン以</u> <u>下のもの</u>	15,000	<u>20, 500</u>
	車両重量が15トンを超えるもの	<u>22, 000</u>	<u>30, 000</u>

(備考1 トラック (特種用途車でトラックに属するものを含む。) で貨 客兼用のものの税率 (年額) は、この表に掲げるトラックの最大 積載量の区分に応じた年額に、次の表の左欄に掲げる総排気量の 区分に応じた同表の右欄に掲げる年額を加算した金額とする。

白熱中の区八	税率(年額)_		
自動車の区分	営業用	自家用	
総排気量が1リットル以下のもの	<u>円</u>	<u>円</u>	
一	<u>1,800</u>	<u>2,600</u>	
総排気量が1リットルを超え1.5リット	2 200	2 200	
<u>ル以下のもの</u>	2, 300	3, 200	
総排気量が1.5リットルを超えるもの	3, 200	4,000	
電気を動力源とするもの	<u>1,800</u>	<u>2,600</u>	

2 乗用車(特種用途車で乗用車に属するものを含む。)、キャン ピング車及び備考1に掲げるトラック(特種用途車でトラックに 属するものを含む。)で、ロータリー・エンジンを搭載するもの

にあっては、次の算式により算出した数値を総排気量とみなして、この表及び備考1の表を適用する。

### 算式

単室容積×ローター数×1.5

第25条の2 岩手県県税条例等の一部を改正する条例(令和元年岩手県条例 第3号)附則第1条第2号に掲げる改正部分及び規定の施行の日(以下こ の項及び次条において「特定日」という。) の前日までに初回新規登録を 受けた自家用の乗用車等であって岩手県県税条例の一部を改正する条例( 平成28年岩手県条例第54号) (表4の項の改正部分に限る。) による改正 前の岩手県県税条例(以下この項及び次条において「平成28年改正前の岩 手県県税条例」という。) 第100条の規定により平成28年改正前の岩手県 県税条例に規定する自動車税を課されたもの(同日までに初回新規登録を 受けた自家用の乗用車等であって、地方税法等の一部を改正する等の法律 (平成28年法律第13号)第2条の規定による改正前の地方税法第146条そ の他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定により平 成28年改正前の岩手県県税条例に規定する自動車税を課されなかったもの を含む。)又は同日までに法の施行地外において第100条第2項に規定す る運行に相当するものとして法附則第12条の4第1項の総務省令で定める ものの用に供されたことがある自家用の乗用車等であって特定日以後に初 回新規登録を受けたものに対して課する種別割の税率については、別表の 規定にかかわらず、1台について、次の表の左欄に掲げる自家用の乗用車 等の区分に応じ、それぞれ当該区分に応ずる同表の右欄に定める税率とす <u>る。</u>

自家用の乗用車等の区分		税率(年額)_
乗用車 (	総排気量が1リットル以下のもの	<u>円</u>
三輪の小	松併双重が199下ル以下のもの	<u>29, 500</u>
型自動車	総排気量が1リットルを超え1.5	34, 500

であ	<u>るも</u>	<u>リットル以下のもの</u>	
のを	除く	総排気量が1.5リットルを超え2	20 500
<u>。)</u>		リットル以下のもの	<u>39, 500</u>
		総排気量が2リットルを超え2.5	45,000
		リットル以下のもの	<u>45, 000</u>
		総排気量が2.5リットルを超え3	F1 000
		<u>リットル以下のもの</u>	<u>51, 000</u>
		総排気量が3リットルを超え3.5	58, 000
		<u>リットル以下のもの</u>	38,000
		総排気量が3.5リットルを超え4	66, 500
		リットル以下のもの	00, 500
		総排気量が4リットルを超え4.5	76, 500
		リットル以下のもの	10, 500
		総排気量が4.5リットルを超え6	88, 000
		リットル以下のもの	00,000
		総排気量が6リットルを超えるも	111,000
		<u>O</u>	111,000
	T	電気を動力源とするもの	29, 500
<u>特種</u>	乗用	総排気量が1リットル以下のもの	23,600
用途	車に	総排気量が1リットルを超え1.5	27, 600
<u>車</u>	<u>属す</u>	リットル以下のもの	21,000
	<u>るも</u>	総排気量が1.5リットルを超え2	31,600
	<u>Ø</u>	リットル以下のもの	<u>51, 000</u>
		総排気量が2リットルを超え2.5	36, 000
		<u>リットル以下のもの</u>	30,000
		総排気量が2.5リットルを超え3	40, 800
		リットル以下のもの	40, 800

	総排気量が3リットルを超え3.5	46, 400
	リットル以下のもの	
	総排気量が3.5リットルを超え4	53, 200
	<u>リットル以下のもの</u>	
	総排気量が4リットルを超え4.5	61, 200
	<u>リットル以下のもの</u>	01, 200
	総排気量が4.5リットルを超え6	70, 400
	リットル以下のもの	70, 400
	総排気量が6リットルを超えるも	88, 800
	<u>Ø</u>	<u>50, 500</u>
	電気を動力源とするもの	<u>23, 600</u>
キャ	総排気量が1リットル以下のもの	<u>23, 600</u>
ンピ	総排気量が1リットルを超え1.5	05.000
ング	<u>リットル以下のもの</u>	<u>27, 600</u>
<u>車</u>	総排気量が1.5リットルを超え2	31,600
	リットル以下のもの	51,000
	総排気量が2リットルを超え2.5	36, 000
	<u>リットル以下のもの</u>	30,000
	総排気量が2.5リットルを超え3	40, 800
	<u>リットル以下のもの</u>	10,000
	総排気量が3リットルを超え3.5	46, 400
	<u>リットル以下のもの</u>	40, 400
	総排気量が3.5リットルを超え4	53, 200
	<u>リットル以下のもの</u>	<u>50, 200</u>
	総排気量が4リットルを超え4.5	61, 200
	リットル以下のもの	01, 200

	総排気量が4.5リットルを超え6 リットル以下のもの	70, 400
	<u>総排気量が6リットルを超えるも</u> <u>の</u>	88, 800
	電気を動力源とするもの	23,600

# 算式

単室容積×ローター数×1.5

2 前項の規定の適用を受ける自家用の乗用車等(電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車を除く。)のうち、前条第1項各号に掲げるものに対する当該各号に定める年度以後の年度分の種別割の税率については、前項の表の規定にかかわらず、1台について、次の表の左欄に掲げる自家用の乗用車等の区分に応じ、それぞれ当該区分に応ずる同表の右欄に定める税率とする。

自家用の乗用車等の区分		税率(年額)_
乗用車 (	総排気量が1リットル以下のもの	<u>円</u>
三輪の小	松併双重が199下ル以下のもの	<u>33, 900</u>
型自動車	総排気量が1リットルを超え1.5	39, 600
であるも	リットル以下のもの	33,000
のを除く	総排気量が1.5リットルを超え2	45, 400
<u>。)</u>	リットル以下のもの	45, 400
	総排気量が2リットルを超え2.5	51, 700
	リットル以下のもの	51, 700
	総排気量が2.5リットルを超え3	<u>58, 600</u>

		リットル以下のもの	
		総排気量が3リットルを超え3.5	66 706
		リットル以下のもの	<u>66, 700</u>
		総排気量が3.5リットルを超え4	76. 400
		リットル以下のもの	<u>76, 400</u>
		総排気量が4リットルを超え4.5	07.000
		リットル以下のもの	<u>87, 900</u>
		総排気量が4.5リットルを超え6	101 000
		リットル以下のもの	101, 200
		総排気量が6リットルを超えるも	197 600
		<u></u>	<u>127, 600</u>
特種	乗用	総排気量が1リットル以下のもの	<u>27, 100</u>
<u>用途</u>	<u>車に</u>	総排気量が1リットルを超え1.5	21 700
<u>車</u>	<u>属す</u>	<u>リットル以下のもの</u>	31, 700
	<u>るも</u>	総排気量が1.5リットルを超え2	26 200
	<u>Ø</u>	<u>リットル以下のもの</u>	<u>36, 300</u>
		総排気量が2リットルを超え2.5	41 400
		<u>リットル以下のもの</u>	41, 400
		総排気量が2.5リットルを超え3	46, 900
		<u>リットル以下のもの</u>	40, 900
		総排気量が3リットルを超え3.5	53, 300
		リットル以下のもの	<u>55, 500</u>
		総排気量が3.5リットルを超え4	61 100
		リットル以下のもの	61, 100
		総排気量が4リットルを超え4.5	70, 300
		リットル以下のもの	<u>70, 300</u>
		総排気量が4.5リットルを超え6	80,900

	リットル以下のもの	
	総排気量が6リットルを超えるも	102, 100
	<u></u>	
++	総排気量が1リットル以下のもの	27, 100
ンヒ		31, 700
ンク	リットル以下のもの	
<u>車</u>	総排気量が1.5リットルを超え2	36, 300
	リットル以下のもの	
	総排気量が2リットルを超え2.5	41, 400
	リットル以下のもの	
	総排気量が2.5リットルを超え3	46, 900
	<u>リットル以下のもの</u>	
	総排気量が3リットルを超え3.5	53, 300
	リットル以下のもの	
	総排気量が3.5リットルを超え4	61, 100
	リットル以下のもの	
	総排気量が4リットルを超え4.5	70, 300
	リットル以下のもの	
	総排気量が4.5リットルを超え6	80, 900
	リットル以下のもの	
	総排気量が 6 リットルを超えるも	102, 100
	<u>Ø</u>	100,100

# 算式

単室容積×ローター数×1.5

3 第1項の規定の適用を受ける自家用の乗用車等のうち、前条第2項各号に掲げるものに対する第1項の規定の適用については、当該自家用の乗用車等が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成31年度分の種別割(法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自家用の乗用車等の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。)に限り、当該自家用の乗用車等が平成31年4月1日から同年9月30日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成32年度分の種別割に限り、第1項の表の規定にかかわらず、1台について、次の表の左欄に掲げる自家用の乗用車等の区分に応じ、それぞれ当該区分に応ずる同表の右欄に定める税率とする。

自家用の乗用車等の区分		税率(年額)
乗用車 (	総排気量が1リットル以下のもの	<u>円</u>
三輪の小	MEDIFICIENT 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1	<u>7, 500</u>
型自動車	総排気量が1リットルを超え1.5	0.000
であるも	リットル以下のもの	9,000
のを除く	総排気量が1.5リットルを超え2	10, 000
<u>。)</u>	リットル以下のもの	10,000
	総排気量が2リットルを超え2.5	11 500
	リットル以下のもの	<u>11,500</u>
	総排気量が2.5リットルを超え3	12,000
	リットル以下のもの	13,000
	総排気量が3リットルを超え3.5	14 500
	リットル以下のもの	14, 500
	総排気量が3.5リットルを超え4	17 000
	リットル以下のもの	<u>17, 000</u>
	総排気量が4リットルを超え4.5	10 500
	リットル以下のもの	<u>19, 500</u>

		総排気量が4.5リットルを超え6	22, 00
		<u>リットル以下のもの</u>	<u>22, 00</u>
		総排気量が6リットルを超えるも	00.00
		<u>o</u>	28, 00
		電気を動力源とするもの	<u>7, 50</u>
特種	乗用	総排気量が1リットル以下のもの	6,00
用途	車に	総排気量が1リットルを超え1.5	7.00
<u>車</u>	<u>属す</u>	リットル以下のもの	7,00
	<u>るも</u>	総排気量が1.5リットルを超え2	0.00
	<u>Ø</u>	リットル以下のもの	8,00
		総排気量が2リットルを超え2.5	0.00
		リットル以下のもの	9,00
		総排気量が2.5リットルを超え3	10.50
		リットル以下のもの	<u>10, 50</u>
		総排気量が3リットルを超え3.5	10.00
		リットル以下のもの	<u>12, 00</u>
		総排気量が3.5リットルを超え4	19 50
		リットル以下のもの	<u>13, 50</u>
		総排気量が4リットルを超え4.5	15 50
		<u>リットル以下のもの</u>	<u>15, 50</u>
		総排気量が4.5リットルを超え6	19 00
		リットル以下のもの	18, 00
		総排気量が6リットルを超えるも	22 50
		<u>Ø</u>	22, 50
		電気を動力源とするもの	6,00
	キャ	総排気量が1リットル以下のもの	6, 00

<u>ンピ</u> ング	総排気量が 1 リットルを超え1.5 リットル以下のもの	<u>7, 000</u>
車	総排気量が1.5リットルを超え2	8,000
	リットル以下のもの	<u>0,000</u>
	<ul><li>総排気量が2リットルを超え2.5</li><li>リットル以下のもの</li></ul>	9,000
	総排気量が2.5リットルを超え3 リットル以下のもの	10, 500
	<ul><li>総排気量が3リットルを超え3.5</li><li>リットル以下のもの</li></ul>	12, 000
	総排気量が3.5リットルを超え4 リットル以下のもの	13, 500
	<u>総排気量が4リットルを超え4.5</u> リットル以下のもの	<u>15, 500</u>
	<u>総排気量が4.5リットルを超え6</u> リットル以下のもの	<u>18, 000</u>
	総排気量が 6 リットルを超えるも の	<u>22, 500</u>
	電気を動力源とするもの	<u>6,000</u>

# 算式

単室容積×ローター数×1.5

4 第1項の規定の適用を受ける自家用の乗用車等のうち、前条第3項各号 に掲げるものに対する第1項の規定の適用については、当該自家用の乗用 車等が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を

受けた場合には平成31年度分の種別割(法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自家用の乗用車等の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。)に限り、当該自家用の乗用車等が平成31年4月1日から同年9月30日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成32年度分の種別割に限り、第1項の表の規定にかかわらず、1台について、次の表の左欄に掲げる自家用の乗用車等の区分に応じ、それぞれ当該区分に応ずる同表の右欄に定める税率とする。

X ON THE FINE OF THE PROPERTY			
<u> </u>	自家用の乗用車等の区分	税率(年額)	
乗用車 (	総排気量が1リットル以下のもの	<u>円</u>	
三輪の小	7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	<u>15, 000</u>	
型自動車	総排気量が1リットルを超え1.5	17, 500	
であるも	リットル以下のもの	11, 300	
のを除く	総排気量が1.5リットルを超え2	20, 000	
<u>。)</u>	<u>リットル以下のもの</u>	20,000	
	総排気量が2リットルを超え2.5	22 500	
	リットル以下のもの	22, 500	
	総排気量が2.5リットルを超え3	25 500	
	<u>リットル以下のもの</u>	<u>25, 500</u>	
	総排気量が3リットルを超え3.5	20, 000	
	リットル以下のもの	<u>29, 000</u>	
	総排気量が3.5リットルを超え4	22 500	
	<u>リットル以下のもの</u>	33, 500	
	総排気量が4リットルを超え4.5	20 500	
	リットル以下のもの	38, 500	
	総排気量が4.5リットルを超え6	44.000	
	リットル以下のもの	44,000	
	総排気量が6リットルを超えるも	<u>55, 500</u>	

		<u>0</u>	
		電気を動力源とするもの	<u>15,000</u>
特種	乗用	総排気量が1リットル以下のもの	12,000
用途	<u>車に</u>	総排気量が1リットルを超え1.5	14.000
<u>車</u>	<u>属す</u>	リットル以下のもの	14,000
	<u>るも</u>	総排気量が1.5リットルを超え2	10,000
	<u>Ø</u>	リットル以下のもの	<u>16, 000</u>
		総排気量が2リットルを超え2.5	10.000
		リットル以下のもの	18,000
		総排気量が2.5リットルを超え3	00 500
		リットル以下のもの	<u>20, 500</u>
		総排気量が3リットルを超え3.5	00 500
		リットル以下のもの	<u>23, 500</u>
		総排気量が3.5リットルを超え4	25.000
		リットル以下のもの	27,000
		総排気量が4リットルを超え4.5	0.1 0.01
		リットル以下のもの	31,000
		総排気量が4.5リットルを超え6	95 500
		リットル以下のもの	<u>35, 500</u>
		総排気量が6リットルを超えるも	44 506
		<u></u>	44, 500
		電気を動力源とするもの	12,000
	キャ	総排気量が1リットル以下のもの	12,000
	ンピ	総排気量が1リットルを超え1.5	44.000
	ング	<u>リットル以下のもの</u>	14, 000
	車	総排気量が1.5リットルを超え2	16,000

i	
<u>リットル以下のもの</u>	
総排気量が2リットルを超え2.5	10.000
リットル以下のもの	<u>18, 000</u>
総排気量が2.5リットルを超え3	00.500
<u>リットル以下のもの</u>	<u>20, 500</u>
総排気量が3リットルを超え3.5	92 500
リットル以下のもの	<u>23, 500</u>
総排気量が3.5リットルを超え4	27,000
リットル以下のもの	27,000
総排気量が4リットルを超え4.5	31, 000
<u>リットル以下のもの</u>	31,000
総排気量が4.5リットルを超え6	25 500
リットル以下のもの	<u>35, 500</u>
総排気量が6リットルを超えるも	44 500
<u>o</u>	44, 500
電気を動力源とするもの	<u>12, 000</u>

算式

単室容積×ローター数×1.5

第25条の3 特定日の前日までに初回新規登録を受けた自家用の自動車であって平成28年改正前の岩手県県税条例第100条の規定により平成28年改正前の岩手県県税条例に規定する自動車税を課されたもの(同日までに初回新規登録を受けた自家用の自動車であって、地方税法等の一部を改正する等の法律第2条の規定による改正前の地方税法第146条その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定により平成28年改正前の

別表 (第107条の8関係)

種別割の税率表

自動車の区分 税率(年額)

岩手県県税条例に規定する自動車税を課されなかったものを含む。)又は同日までに法の施行地外において第100条第2項に規定する運行に相当するものとして法附則第12条の4第1項の総務省令で定めるものの用に供されたことがある自家用の自動車であって特定日以後に初回新規登録を受けたものについての第107条の18第2項の規定の適用については、同項中「43,500円」とあるのは、「45,000円」とする。

(東日本大震災による対象区域内用途廃止等自動車等の代替自動車に対して課する種別割の納税義務の免除等)

- 第25条の4 附則第24条の11第1項に規定する政令で定める者が、同項の規 定の適用を受けることとなった場合には、次の各号に掲げる期間に取得さ れた他の自動車に対する当該各号に定める年度分の種別割に係る徴収金に 係る納税義務を免除する。
  - (1) 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの期間 平成31年度分 及び平成32年度分
  - (2) 平成32年4月1日から平成33年3月31日までの期間 平成32年度分 及び平成33年度分
- 2 局長は、種別割に係る徴収金を徴収した場合において、当該種別割について前項の規定の適用があることとなったときは、同項の政令で定める者の申請に基づいて、当該徴収金を還付するものとする。
- 3 対象区域内自動車等(自動車であるものに限る。以下この項において同 じ。)が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなった場合には 、当該対象区域内自動車等は、第100条第1項の規定の適用については、 当該対象区域内自動車等に係る自動車等持出困難区域を指定する旨の公示 があった日以後同項に規定する自動車でなかったものとみなす。

別表 (第107条の8関係)

種別割の税率表

自動車の区分 根率(年額)

		営業用	自家用
乗用車 (	総排気量が1リットル以下のもの	[略]	円
三輪の小	総伊丸里が1リットル以下のもの		<u>29, 500</u>
型自動車	総排気量が1リットルを超え1.5	[略]	24 500
であるも	リットル以下のもの		34, 500
のを除く	総排気量が1.5リットルを超え2	[略]	20 500
。)	リットル以下のもの		39, 500
	総排気量が2リットルを超え2.5	[略]	45,000
	リットル以下のもの		45, 000
	総排気量が2.5リットルを超え3	[略]	E1 000
	リットル以下のもの		<u>51, 000</u>
	総排気量が3リットルを超え3.5	[略]	E9 000
	リットル以下のもの		<u>58, 000</u>
	総排気量が3.5リットルを超え4	[略]	66 E00
	リットル以下のもの		<u>66, 500</u>
	総排気量が4リットルを超え4.5	[略]	76 500
	リットル以下のもの		<u>76, 500</u>
	総排気量が4.5リットルを超え6	[略]	88, 000
	リットル以下のもの		00,000
	総排気量が6リットルを超えるも	[略]	<u>111, 000</u>
	Ø		111,000
	電気を動力源とするもの	[略]	29, 500
[略]			
特種 乗用	総排気量が1リットル以下のもの	[略]	23, 600
用途車に	総排気量が1リットルを超え1.5	[略]	97 600
車属す	リットル以下のもの		<u>27, 600</u>

		営業用	自家用
乗用車(	気量が1リットル以下のもの	[略]	円
三輪の小	「双里が1リットル以下のもの		<u>25, 000</u>
型自動車総排	‡気量が1リットルを超え1.5	[略]	20 500
であるもリッ	トル以下のもの		30, 500
のを除く総排	⊧気量が1.5リットルを超え2	[略]	26,000
。) <u>リッ</u>	トル以下のもの		36, 000
総排	‡気量が2リットルを超え2.5	[略]	49 500
リッ	トル以下のもの		43, 500
総排	⊧気量が2.5リットルを超え3	[略]	F0, 000
リッ	トル以下のもの		50, 000
総排	‡気量が3リットルを超え3.5	[略]	F7 000
リッ	トル以下のもの		57, 000
総排	<b> 気量が3.5リットルを超え4</b>	[略]	GE EOO
リッ	トル以下のもの		65, 500
総排	‡気量が4リットルを超え4.5	[略]	75 500
リッ	トル以下のもの		75, 500
総排	気量が4.5リットルを超え6	[略]	87 000
リッ	トル以下のもの		87, 000
総排	気量が6リットルを超えるも	[略]	110, 000
0			110,000
電気	〔を動力源とするもの	[略]	<u>25, 000</u>
[略]			
特種 乗用 総排	気量が1リットル以下のもの	[略]	<u>20, 000</u>
用途 車に 総排	‡気量が1リットルを超え1.5	[略]	24 400
車属すリッ	トル以下のもの		24, 400

るも	総排気量が1.5リットルを超え2	[略]	31, 600
0)	リットル以下のもの		-
	総排気量が2リットルを超え2.5	[略]	36, 000
	リットル以下のもの		<u>50, 500</u>
	総排気量が2.5リットルを超え3	[略]	40, 800
	リットル以下のもの		40, 800
	総排気量が3リットルを超え3.5	[略]	46, 400
	リットル以下のもの		46, 400
	総排気量が3.5リットルを超え4	[略]	E2 200
	リットル以下のもの		53, 200
	総排気量が4リットルを超え4.5	[略]	61 000
	リットル以下のもの		61, 200
	総排気量が4.5リットルを超え6	[略]	70 400
	リットル以下のもの		70, 400
	総排気量が6リットルを超えるも	[略]	00.000
	0		88, 800
	電気を動力源とするもの	[略]	23, 600
[#	各]		
キャ	総排気量が1リットル以下のもの		23, 600
ンピ	総排気量が1リットルを超え1.5		97 699
ング	リットル以下のもの		<u>27, 600</u>
車	総排気量が1.5リットルを超え2		21 600
	リットル以下のもの		31, 600
	総排気量が2リットルを超え2.5		26 000
	リットル以下のもの		<u>36, 000</u>
	総排気量が2.5リットルを超え3		40,800
	· '		•

るも	総排気量が1.5リットルを超え2	[略]	20.000
の	リットル以下のもの		28, 800
	総排気量が2リットルを超え2.5	[略]	34 800
	リットル以下のもの		34, 800
	総排気量が2.5リットルを超え3	[略]	40,000
	リットル以下のもの		40,000
	総排気量が3リットルを超え3.5	[略]	45, 600
	リットル以下のもの		40,000
	総排気量が3.5リットルを超え4	[略]	52, 400
	リットル以下のもの		02, 400
	総排気量が4リットルを超え4.5	[略]	60, 400
	リットル以下のもの		00, 400
	総排気量が4.5リットルを超え6	[略]	69, 600
	リットル以下のもの		03,000
	総排気量が6リットルを超えるも	[略]	88, 000
	Ø		00,000
	電気を動力源とするもの	[略]	<u>20, 000</u>
[#	各]		
キャ	総排気量が1リットル以下のもの		20,000
ンピ	総排気量が1リットルを超え1.5		24 400
ング	リットル以下のもの		24, 400
車	総排気量が1.5リットルを超え2		20 000
	リットル以下のもの		28, 800
	総排気量が2リットルを超え2.5		24 000
	リットル以下のもの		34, 800
	総排気量が2.5リットルを超え3		40,000

リットル以下のもの	
総排気量が3リットルを超え3.5	46, 400
リットル以下のもの	40, 400
総排気量が3.5リットルを超え4	52 200
リットル以下のもの	53, 200
総排気量が4リットルを超え4.5	61 200
リットル以下のもの	61, 200
総排気量が4.5リットルを超え6	70, 400
リットル以下のもの	70, 400
総排気量が6リットルを超えるも	88 800
0	88, 800
電気を動力源とするもの	23, 600
[略]	

「略]

(個人の県民税に関する給与所得者の扶養親族申告書)

第32条の4の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告 第32条の4の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告 書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」とい う。) のうち法第317条の3の2第1項又は第2項の規定による市町村民 税に関する申告書を提出するものは、当該申告書と併せて、法第45条の3 の2第1項又は第2項の規定による県民税に関する申告書を、所得税法第 194条第1項の給与等の支払者を経由して、当該給与所得者の住所所在地 の市町村長に提出しなければならない。

(個人の県民税に関する公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第32条の4の3 所得税法第203条の5第1項の規定により同項に規定する 申告書を提出しなければならない者(以下この条において「公的年金等受 給者」という。)は、法第317条の3の3第1項の規定による市町村民税 に関する申告書と併せて、法第45条の3の3第1項の規定による県民税に

リットル以下のもの	
総排気量が3リットルを超え3.5	45,000
リットル以下のもの	45,600
総排気量が3.5リットルを超え4	F0, 400
リットル以下のもの	<u>52, 400</u>
総排気量が4リットルを超え4.5	CO 400
リットル以下のもの	60, 400
総排気量が4.5リットルを超え6	CO COO
リットル以下のもの	<u>69, 600</u>
総排気量が6リットルを超えるも	00,000
0)	88,000
電気を動力源とするもの	20,000
 各]	

「略]

(個人の県民税に関する給与所得者の扶養親族等申告書)

書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」とい う。) のうち法第317条の3の2第1項又は第2項の規定による市町村民 税に関する申告書を提出するものは、当該申告書と併せて、法第45条の3 の2第1項又は第2項の規定による県民税に関する申告書を、所得税法第 194条第1項に規定する給与等の支払者を経由して、当該給与所得者の住 所所在地の市町村長に提出しなければならない。

(個人の県民税に関する公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第32条の4の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する 申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定す る公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。 )の支払を受ける第27条第1項第1号に掲げる者であって、扶養親族(法 関する申告書を、所得税法第203条の5第1項の公的年金等の支払者を経 由して、当該公的年金等受給者の住所所在地の市町村長に提出しなければ ならない。

附則

(東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特 例()

大震災により滅失(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特 例に関する法律(平成23年法律第29号。以下「震災特例法」という。) 第 11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この条において同じ。)をし たことによってその居住の用に供することができなくなった県民税の所得 割の納税義務者が、当該減失をした当該家屋の敷地の用に供されていた十 地等(同項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡 (震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。以下この条におい て同じ。)をした場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲 げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、附則第15条、附則 第17条又は附則第18条の規定を適用する。

附則第15	[略]	第35条第1項(東日本大震災の被災者
条第1項		等に係る国税関係法律の臨時特例に関
		する法律(平成23年法律第29号) <u>第11</u>
		条の6第1項の規定により適用される
		場合を含む。)
	[略]	

第34条第1項第11号に規定する控除対象扶養親族を除く。)を有する者若 しくは単身児童扶養者である者(以下この条において「公的年金等受給者 」という。)は、法第317条の3の3第1項の規定による市町村民税に関 する申告書と併せて、法第45条の3の3第1項の規定による県民税に関す る申告書を、所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者 を経由して、当該公的年金等受給者の住所所在地の市町村長に提出しなけ ればならない。

附則

(東日本大震災に係る被災居住用財産に係る譲渡期限の延長等の特例)

第18条の5 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本 第18条の5 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本 大震災により滅失(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特 例に関する法律(平成23年法律第29号。以下「震災特例法」という。) 第 11条の7第4項に規定する滅失をいう。以下この条において同じ。)をし たことによりその居住の用に供することができなくなった県民税の所得割 の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地 等(同条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の 譲渡(震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。以下この条に おいて同じ。)をした場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄 に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、附則第15条、 附則第17条又は附則第18条の規定を適用する。

附則第15	[略]	第35条第1項(東日本大震災の被災者
条第1項		等に係る国税関係法律の臨時特例に関
		する法律(平成23年法律第29号) <u>第11</u>
		条の7第4項の規定により適用される
		場合を含む。)
	[略]	•

附則第17	「略]	東日本大震災の被災者等に係る国税関
条	[F44]	係法律の臨時特例に関する法律 <u>第11条</u>
		<u>の6第1項</u> の規定により適用される租
		税特別措置法第31条の3第1項
附則第18	[略]	第35条第1項(東日本大震災の被災者
条第1項		等に係る国税関係法律の臨時特例に関
		する法律 <u>第11条の6第1項</u> の規定によ
		り適用される場合を含む。)
	[略]	

2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災に より滅失をしたことによってその居住の用に供することができなくなった 県民税の所得割の納税義務者(以下この項において「被相続人」という。 )の相続人(震災特例法第11条の6第2項に規定する相続人をいう。以下 この項において同じ。)が、当該滅失をした旧家屋(同条第2項に規定す る旧家屋をいう。以下この項において同じ。) の敷地の用に供されていた 土地等の譲渡をした場合(当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続 人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。)にお ける当該土地等(当該土地等のうちにその居住の用に供することができな くなった時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有してい た部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに 限る。以下この項において同じ。)の譲渡については、当該相続人は、当 該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として法附則第44条の2第2 項の政令で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において 当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞ れみなして、前項の規定により読み替えられた附則第15条、附則第17条又 は附則第18条の規定を適用する。

附則第17	[略]	東日本大震災の被災者等に係る国税関
条		係法律の臨時特例に関する法律 <u>第11条</u>
		<u>の7第4項</u> の規定により適用される租
		税特別措置法第31条の3第1項
附則第18	[略]	第35条第1項(東日本大震災の被災者
条第1項		等に係る国税関係法律の臨時特例に関
		する法律 <u>第11条の7第4項</u> の規定によ
		り適用される場合を含む。)
	[略]	

2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災に より滅失をしたことによりその居住の用に供することができなくなった県 民税の所得割の納税義務者(以下この項において「被相続人」という。) の相続人(震災特例法第11条の7第5項に規定する相続人をいう。以下こ の項において同じ。)が、当該滅失をした旧家屋(同条第5項に規定する 旧家屋をいう。以下この項において同じ。)の敷地の用に供されていた土 地等の譲渡をした場合(当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人 の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。)におけ る当該土地等(当該土地等のうちにその居住の用に供することができなく なった時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた 部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限 る。以下この項において同じ。)の譲渡については、当該相続人は、当該 旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として法附則第44条の2第4項 の政令で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当 該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれ みなして、前項の規定により読み替えられた附則第15条、附則第17条又は 附則第18条の規定を適用する。

3 「略〕

3 「略]

(個人の県民税の非課税の範囲)

第27条の3 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、県民税の均等割 | 第27条の3 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、県民税の均等割 及び所得割(第2号に該当する者にあっては、第36条の2の規定により課 する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課さ ない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでな V,

- (1) 「略]
- (2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫(これらの者の前年の合計所得金 額が135万円を超える場合を除く。)

附則

(種別割の税率の特例)

第25条 「略〕

2 • 3 「略]

第25条の 2 「略]

- 「略]
- 3 第1項の規定の適用を受ける自家用の乗用車等のうち、前条第2項各号 に掲げるものに対する第1項の規定の適用については、当該自家用の乗用 車等が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を 受けた場合には平成31年度分の種別割(法第177条の10第1項又は第2項 の規定により当該自家用の乗用車等の所有者に対して月割をもって課され

(個人の県民税の非課税の範囲)

及び所得割(第2号に該当する者にあっては、第36条の2の規定により課 する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課さ ない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでな V)

- (1) 「略]
- (2) 障害者、未成年者、寡婦、寡夫又は単身児童扶養者(これらの者の 前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。)

附則

(種別割の税率の特例)

第25条 「略]

2 • 3 「略]

4 第2項(第4号及び第5号を除く。)に掲げる自動車のうち、自家用の 乗用車等に対して課する種別割の税率については、当該自家用の乗用車等 が平成33年4月1日から平成34年3月31日までの間に初回新規登録を受け た場合には平成34年度分の種別割に限り、当該自家用の乗用車等が平成34 年4月1日から平成35年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合に は平成35年度分の種別割に限り、別表の規定にかかわらず、同項の表に定 める税率とする。

第25条の2 「略]

「略]

るものに限る。)に限り、当該自家用の乗用車等が平成31年4月1日から同年9月30日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成32年度分の種別割に限り、第1項の表の規定にかかわらず、1台について、次の表の左欄に掲げる自家用の乗用車等の区分に応じ、それぞれ当該区分に応ずる同表の右欄に定める税率とする。

<u> </u>	自家用の乗用車等の区分	税率(年額)_
乗用車 (	<b>公地与長が1Ⅱ かしれり下のもの</b>	<u>円</u>
三輪の小	総排気量が1リットル以下のもの	<u>7, 500</u>
型自動車	総排気量が1リットルを超え1.5	0.000
であるも	<u>リットル以下のもの</u>	9,000
のを除く	総排気量が1.5リットルを超え2	10, 000
<u>。)</u>	リットル以下のもの	10,000
	総排気量が2リットルを超え2.5	11, 500
	リットル以下のもの	11, 300
	総排気量が2.5リットルを超え3	13, 000
	リットル以下のもの	13,000
	総排気量が3リットルを超え3.5	14, 500
	リットル以下のもの	11,000
	総排気量が3.5リットルを超え4	17, 000
	リットル以下のもの	11,000
	総排気量が4リットルを超え4.5	19, 500
	リットル以下のもの	10,000
	総排気量が4.5リットルを超え6	22, 000
	リットル以下のもの	22, 000
	総排気量が6リットルを超えるも	28, 000
	<u>O</u>	20,000
	電気を動力源とするもの	<u>7, 500</u>

特種	乗用	総排気量が1リットル以下のもの	6,000
			0,000
用途	<u>車に</u>		<u>7, 000</u>
<u>車</u>	<u>属す</u>		
	<u>るも</u>	総排気量が1.5リットルを超え2	8,000
	<u></u>	リットル以下のもの	,
		総排気量が2リットルを超え2.5	9, 000
		リットル以下のもの	<u>5,000</u>
		総排気量が2.5リットルを超え3	10 500
		リットル以下のもの	<u>10, 500</u>
		総排気量が3リットルを超え3.5	10,000
		リットル以下のもの	<u>12, 000</u>
		総排気量が3.5リットルを超え4	
		リットル以下のもの	<u>13, 500</u>
		総排気量が4リットルを超え4.5	
		リットル以下のもの	<u>15, 500</u>
		総排気量が4.5リットルを超え6	10.000
		リットル以下のもの	<u>18, 000</u>
		総排気量が6リットルを超えるも	00 500
		<u>o</u>	<u>22, 500</u>
		電気を動力源とするもの	6,000
	キャ	総排気量が1リットル以下のもの	6,000
	ンピ	総排気量が1リットルを超え1.5	7,000
	ング	リットル以下のもの	<u>7, 000</u>
	<u>車</u>	総排気量が1.5リットルを超え2	0.000
		リットル以下のもの	<u>8, 000</u>
		総排気量が2リットルを超え2.5	9,000
1	I	·	· —

リットル以下のもの	
総排気量が2.5リットルを超え3 リットル以下のもの	10, 500
総排気量が3リットルを超え3.5 リットル以下のもの	12, 000
総排気量が3.5リットルを超え4 リットル以下のもの	13, 500
総排気量が4リットルを超え4.5 リットル以下のもの	<u>15, 500</u>
総排気量が4.5リットルを超え6 リットル以下のもの	18,000
総排気量が 6 リットルを超えるも の	22, 500
電気を動力源とするもの	6,000

## 算式

単室容積×ローター数×1.5

4 第1項の規定の適用を受ける自家用の乗用車等のうち、前条第3項各号 に掲げるものに対する第1項の規定の適用については、当該自家用の乗用 車等が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を 受けた場合には平成31年度分の種別割(法第177条の10第1項又は第2項 の規定により当該自家用の乗用車等の所有者に対して月割をもって課され るものに限る。)に限り、当該自家用の乗用車等が平成31年4月1日から 同年9月30日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成32年度分の種 別割に限り、第1項の表の規定にかかわらず、1台について、次の表の左 欄に掲げる自家用の乗用車等の区分に応じ、それぞれ当該区分に応ずる同 表の右欄に定める税率とする。

		自家用の乗用車等の区分	税率 (年額)
乗用	車 (	<b>公批与具お1Ⅱ … □ □ □ □ ▼ ○</b>	<u>円</u>
三輪	の小	総排気量が1リットル以下のもの	<u>15, 000</u>
型自	動 車	総排気量が1リットルを超え1.5	17 500
であ	るも	リットル以下のもの	<u>17, 500</u>
のを	除く	総排気量が1.5リットルを超え2	20, 000
<u>。)</u>		リットル以下のもの	20,000
		総排気量が2リットルを超え2.5	22, 500
		リットル以下のもの	22,000
		総排気量が2.5リットルを超え3	25, 500
		リットル以下のもの	20,000
		総排気量が3リットルを超え3.5	29, 000
		リットル以下のもの	20,000
		総排気量が3.5リットルを超え4	33, 500
		リットル以下のもの	<u>00,000</u>
		総排気量が4リットルを超え4.5	38, 500
		リットル以下のもの	<u> </u>
		総排気量が4.5リットルを超え6	44, 000
		リットル以下のもの	11,000
		総排気量が6リットルを超えるも	55, 500
		<u>O</u>	<u>00,000</u>
		電気を動力源とするもの	<u>15, 000</u>
<u>特種</u>	<u>乗用</u>	総排気量が1リットル以下のもの	<u>12, 000</u>
用途	<u>車に</u>	総排気量が1リットルを超え1.5	14, 000
<u>車</u>	<u>属す</u>	リットル以下のもの	11,000

<u>るも</u> の	総排気量が1.5リットルを超え2 リットル以下のもの	<u>16, 000</u>
	総排気量が2リットルを超え2.5 リットル以下のもの	18,000
	総排気量が2.5リットルを超え3 リットル以下のもの	<u>20, 500</u>
	<u>総排気量が3リットルを超え3.5</u> リットル以下のもの	<u>23, 500</u>
	総排気量が3.5リットルを超え4 リットル以下のもの	<u>27, 000</u>
	総排気量が 4 リットルを超え4.5 リットル以下のもの	31,000
	総排気量が4.5リットルを超え6 リットル以下のもの	<u>35, 500</u>
	総排気量が6リットルを超えるもの	44, 500
	電気を動力源とするもの	<u>12, 000</u>
キャ	総排気量が1リットル以下のもの	<u>12, 000</u>
<u>ンピ</u> ング	総排気量が1リットルを超え1.5 リットル以下のもの	14, 000
<u>車</u>	総排気量が1.5リットルを超え2 リットル以下のもの	16, 000
	総排気量が2リットルを超え2.5 リットル以下のもの	18, 000
	総排気量が2.5リットルを超え3 リットル以下のもの	20, 500

総排気量が3リットルを超え3.5 リットル以下のもの	<u>23, 500</u>
総排気量が3.5リットルを超え4 リットル以下のもの	27, 000
総排気量が4リットルを超え4.5 リットル以下のもの	31,000
総排気量が4.5リットルを超え6 リットル以下のもの	<u>35, 500</u>
総排気量が 6 リットルを超えるも の	44, 500
電気を動力源とするもの	12,000

## 算式

単室容積×ローター数×1.5

6 (<u>農地利用集積円滑化団体等</u>の農地の取得に対して課する不動産取得税の 納税義務の免除等)

第64条の6 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第11条の14に 規定する農地利用集積円滑化団体又は</u>農地中間管理事業の推進に関する法 律(平成25年法律第101号)第2条第4項に規定する農地中間管理機構<u>(</u> 以下この条において「農地利用集積円滑化団体等」という。)が、農業経 営基盤強化促進法第4条第3項第1号ロに規定する農地売買等事業又は同 法第7条第1号に掲げる事業(<u>それぞれ</u>同法第4条第1項に規定する農用 地等の貸付けであってその貸付期間(<u>当該期間</u>のうち延長に係るものを除 く。)が5年を超えるものを行うことを目的として当該農用地等を取得す るものを除く。)の実施により法第73条の27の6第1項の政令で定める区 (<u>農地中間管理機構</u>の農地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等)

第64条の6 農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第2条第4項に規定する農地中間管理機構が、農業経営基盤強化促進法 (昭和55年法律第65号)第7条第1号に掲げる事業(同法第4条第1項に規定する農用地等の貸付けであってその貸付期間(当該貸付期間のうち延長に係るものを除く。)が5年を超えるものを行うことを目的として当該農用地等を取得するものを除く。以下この項において「農地売買事業」という。)の実施により法第73条の27の6第1項の政令で定める区域内の農地、採草放牧地又は開発して農地とすることが適当な土地を取得した場合において、これらの土地(開発して農地とすることが適当な土地について

域内の農地、採草放牧地又は開発して農地とすることが適当な土地を取得 した場合において、これらの土地(開発して農地とすることが適当な土地 について開発をした場合にあっては、開発後の農地)をその取得の日から 5年以内(これらの土地の取得の日から5年以内に、これらの土地につい て土地改良法による土地改良事業で同法第2条第2項第2号、第3号、第 5号又は第7号に掲げるもの(これらの事業に係る調査で国の行政機関の 定めた計画に基づくものが行われる場合には、当該調査)が開始された場 合において、これらの事業の完了の日として法第73条の27の6第1項の政 令で定める日後1年を経過する日がこれらの土地の取得の日から5年を経 過する日後に到来することとなったときは、当該1年を経過する日までの 間)に当該事業の実施により売り渡し、若しくは交換し、又は農業経営基 盤強化促進法第7条第3号に掲げる事業の実施により現物出資したときは 、当該農地利用集積円滑化団体等によるこれらの土地の取得に対して課す る不動産取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

#### 「略]

規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められ るときは、当該取得の日から5年以内の期間(当該不動産が同項に定める 土地改良事業に係るものである場合には、当該取得の日から同項に定める 1年を経過する日までの期間)を限って、当該不動産に係る不動産取得税 額を徴収猶予するものとする。

#### 4·5 「略]

6 局長は、不動産の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金を徴収 6 局長は、不動産の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金を徴収 した場合において、当該不動産取得税について第1項の規定の適用がある こととなったときは、当該農地利用集積円滑化団体等の申請に基づいて、 同項の規定によって免除すべき額に相当する税額及びこれに係る徴収金を 還付するものとする。

開発をした場合には、開発後の農地)をその取得の日から5年以内(同日 から5年以内に、これらの土地について土地改良法第2条第2項に規定す る土地改良事業で同項第2号、第3号、第5号又は第7号に掲げるもの( これらの事業に係る調査で国の行政機関の定めた計画に基づくものが行わ れる場合には、当該調査)が開始された場合において、これらの事業の完 了の日として法第73条の27の6第1項の政令で定める日後1年を経過する 日がこれらの土地の取得の日から5年を経過する日後に到来することとな ったときは、当該1年を経過する日までの間)に当該農地売買事業の実施 により売り渡し、若しくは交換し、又は農業経営基盤強化促進法第7条第 3号に掲げる事業の実施により現物出資したときは、当該農地中間管理機 構によるこれらの土地の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金に 係る納税義務を免除する。

#### 「略]

3 局長は、不動産取得税の納税者から当該不動産取得税について第1項の 3 局長は、不動産取得税の納税者から当該不動産取得税について第1項の 規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められ るときは、当該取得の日から5年以内の期間(当該不動産が同項に規定す る土地改良事業に係るものである場合には、同日から同項に規定する1年 を経過する日までの期間)を限って、当該不動産に係る不動産取得税額を 徴収猶予するものとする。

#### 4 · 5 「略〕

した場合において、当該不動産取得税について第1項の規定の適用がある こととなったときは、当該農地中間管理機構の申請に基づいて、同項の規 定によって免除すべき額に相当する税額及びこれに係る徴収金を還付する ものとする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

(岩手県県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 岩手県県税条例の一部を改正する条例(平成28年岩手県条例第54号)の一部を次のように改正する。

表4の項の改正部分のうち、第100条の次に13条を加える改正規定のうち第107条に係る部分中

3 環境性能割の納税義務者は、次に掲げる場合には、当該環境性能割額 に相当する現金を納付しなければならない。

- (1) 法第161条第2項の規定により環境性能割額を納付する場合
- (2) 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14 年法律第151号)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報 処理組織を使用して新規登録又は移転登録の申請を行い、併せて行政 手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成17年岩手県 条例第33号)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理 組織を使用して申告書の提出を行う際に環境性能割額を納付する場合

を

<u>\_</u> [

- 3 環境性能割の納税義務者は、次に掲げる場合には、当該環境性能割額 に相当する現金を納付しなければならない。
  - (1) 法第161条第2項の規定により環境性能割額を納付する場合
  - (2) 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録又は移転登録の申請を行い、併せて法第747条の2第1項の規定により法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、申告書の提出を行う際に環境性能割額を納付する場合

に改め、第101条を第107条の8とし、同条の次に6条を加える改正規定のうち第107条の12に係る部分中

第107条の12 局長は、納税者が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録の申請を行い、併せて行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申告書の提出を行う場合には、第107条の10第2項及び第3項の規定にかかわらず、当該納税者が当該新規登録の申請をした際に、当該新規登録の申請に係る自動車に対して課する種別割を法第177条の12の総務省令で定める方法により徴収する。

を「

第107条の12 局長は、納税者が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録の申請を行い、併せて法第747条の2第1項の規定により法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、申告書の提出を行う場合には、第107条の10第2項及び第3項の規定にかかわらず、当該納税者が当該新規登録の申請をした際に、当該新規登録の申請に係る自動車に対して課する種別割を法第177条の12の総務省令で定める方法により徴収する。

に改め、附則第25条の改正規定中

第25条 次の各号に掲げる自動車(電気自動車(<u>電気を動力源とする自動</u> 第25条 次の各号に掲げる自動車(電気自動車(<u>法第149条第1項第1号</u>

車で内燃機関を有しないものをいう。以下この条において同じ。)、天 然ガス自動車(専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動 車で法附則第12条の3第1項の総務省令で定めるものをいう。以下この 条において同じ。)、メタノール自動車(専らメタノールを内燃機関の 燃料として用いる自動車で同項の総務省令で定めるものをいう。)、混 合メタノール自動車(メタノールとメタノール以外のものとの混合物で 同項の総務省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で同 項の総務省令で定めるものをいう。)及びガソリンを内燃機関の燃料と して用いる電力併用自動車(内燃機関を有する自動車で併せて電気その 他の同項の総務省令で定めるものを動力源として用いるものであって、 廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第 2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので法附 則第12条の3第1項の総務省令で定めるものをいう。次項第3号におい て同じ。)、一般乗合用バス等(一般乗合用バス及び学校教育法(昭和 22年法律第26号) 第1条に規定する学校又は就学前の子どもに関する教 育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号) 第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の設置者が所有し、か つ、専ら当該学校の学生、生徒、児童若しくは幼児の通学若しくは通園 又は当該幼保連携型認定こども園の園児(同法第14条第6項に規定する 園児をいう。)の通園の用に供するバスをいう。以下同じ。)及び被け ん引自動車並びに次項の規定の適用を受ける自動車を除く。)に対して 課する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の税率については 、別表の規定にかかわらず、次の表に定める税率とする。

(1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成16年3月31日までに最初の<u>道路運送車両法第7条第1項</u>に規定する新規登録(以下この条において「<u>新車新規登録</u>」という。) を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の

に規定する電気自動車をいう。)、天然ガス自動車(同項第2号に規定 する天然ガス自動車をいう。)、メタノール自動車(専らメタノールを 内燃機関の燃料として用いる自動車で法附則第12条の3第1項の総務省 令で定めるものをいう。)、混合メタノール自動車(メタノールとメタ ノール以外のものとの混合物で同項の総務省令で定めるものを内燃機関 の燃料として用いる自動車で同項の総務省令で定めるものをいう。)及 びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車(法第149条 第1項第3号に規定する電力併用自動車をいう。)、一般乗合用バス等 (第107条の17第1項に規定する一般乗合用バス及び学校教育法(昭和 22年法律第26号) 第1条に規定する学校又は就学前の子どもに関する教 育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号) 第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の設置者が所有し、か つ、専ら当該学校の学生、生徒、児童若しくは幼児の通学若しくは通園 又は当該幼保連携型認定こども園の園児(同法第14条第6項に規定する 園児をいう。)の通園の用に供するバスをいう。以下同じ。)及び被け ん引自動車を除く。)に対して課する当該各号に定める年度以後の年度 分の種別割の税率については、別表の規定にかかわらず、次の表に定め る税率とする。

(1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成16年3月31日までに最初の<u>第101条第3項</u>に規定する新規登録 (以下この条において「<u>初回新規登録</u>」という。)を受けたもの <u>初</u>回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度 属する年度

(2) <u>軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車</u>その他の前号に掲げる 自動車以外の自動車で平成18年3月31日までに<u>新車新規登録</u>を受けた もの <u>新車新規登録</u>を受けた日から起算して12年を経過した日の属す る年度

「略〕

「略]

(2) 第103条第1項第2号に規定する軽油自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成18年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

「略]

[略]

を

第25条 次に掲げる自動車(電気自動車(電気を動力源とする自動車で内 | 燃機関を有しないものをいう。次項第1号において同じ。)、天然ガス 自動車(専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で法 附則第12条の3第1項の総務省令で定めるものをいう。次項第2号にお いて同じ。)、メタノール自動車(専らメタノールを内燃機関の燃料と して用いる自動車で同条第1項の総務省令で定めるものをいう。)、混 合メタノール自動車(メタノールとメタノール以外のものとの混合物で 同項の総務省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で同 項の総務省令で定めるものをいう。)及びガソリンを内燃機関の燃料と して用いる電力併用自動車(内燃機関を有する自動車で併せて電気その 他の同項の総務省令で定めるものを動力源として用いるものであって、 廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第 2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので法附 則第12条の3第1項の総務省令で定めるものをいう。次項第3号におい て同じ。)、一般乗合用バス等(一般乗合用バス及び学校教育法(昭和 22年法律第26号) 第1条に規定する学校又は就学前の子どもに関する教 育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)

第25条 次の各号に掲げる自動車(電気自動車(法第149条第1項第1号 に規定する電気自動車をいう。)、天然ガス自動車(同項第2号に規定 する天然ガス自動車をいう。)、メタノール自動車(専らメタノールを 内燃機関の燃料として用いる自動車で法附則第12条の3第1項の総務省 令で定めるものをいう。)、混合メタノール自動車(メタノールとメタ ノール以外のものとの混合物で同項の総務省令で定めるものを内燃機関 の燃料として用いる自動車で同項の総務省令で定めるものをいう。)及 びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車(法第149条 第1項第3号に規定する電力併用自動車をいう。)、一般乗合用バス等 (第107条の17第1項に規定する一般乗合用バス及び学校教育法(昭和 22年法律第26号) 第1条に規定する学校又は就学前の子どもに関する教 育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号) 第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の設置者が所有し、か つ、専ら当該学校の学生、生徒、児童若しくは幼児の通学若しくは通園 又は当該幼保連携型認定こども園の園児(同法第14条第6項に規定する 園児をいう。) の通園の用に供するバスをいう。以下同じ。) 及び被け ん引自動車を除く。)に対して課する当該各号に定める年度以後の年度

第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の設置者が所有し、かつ、専ら当該学校の学生、生徒、児童若しくは幼児の通学若しくは通園又は当該幼保連携型認定こども園の園児(同法第14条第6項に規定する園児をいう。)の通園の用に供するバスをいう。以下同じ。)及び被けん引自動車を除く。)に対して課する平成31年度分の自動車税の税率については、別表の規定にかかわらず、次の表に定める税率とする。

- (1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成18年3月31日までに最初の<u>道路運送車両法第7条第1項</u>に規定する新規登録(以下この条において「<u>新車新規登録</u>」という。)を受けたもの
- (2) <u>軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車</u>その他の前号に掲げる 自動車以外の自動車で平成20年3月31日までに<u>新車新規登録</u>を受けた もの

「略〕

「略]

<u>分の種別割</u>の税率については、別表の規定にかかわらず、次の表に定める税率とする。

- (1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成18年3月31日までに最初の<u>第101条第3項</u>に規定する新規登録 (以下この条において「<u>初回新規登録</u>」という。)を受けたもの<u>初</u>回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度
- (2) <u>第103条第1項第2号に規定する軽油自動車</u>その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成20年3月31日までに<u>初回新規登録</u>を受けたもの<u>初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属</u>する年度

「略〕

[略]

に改める。

第3条 岩手県県税条例等の一部を改正する条例(平成30年岩手県条例第43号)の一部を次のように改正する。

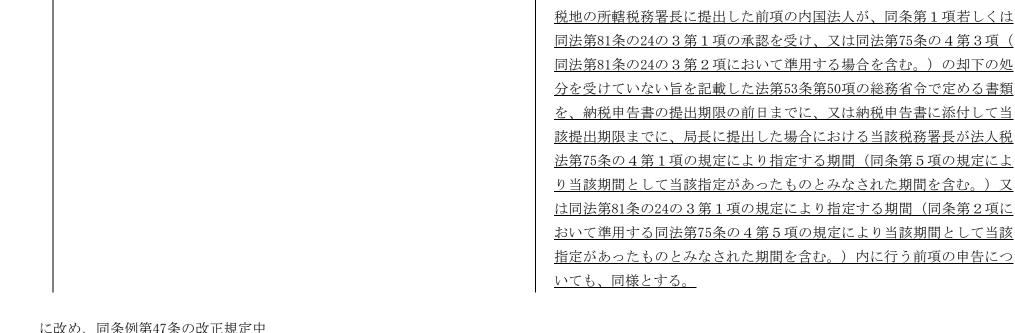
第1条(表3の項の改正部分に限る。)のうち、岩手県県税条例第39条の改正規定中

3 特定法人(法第53条第47項に規定する特定法人をいう。)である内国 法人は、第1項の規定により、同項の規定による申告書(以下この項に おいて「納税申告書」という。)により行うこととされ、又は納税申告 書に法若しくはこれに基づく命令の規定により納税申告書に添付すべき ものとされている書類(以下この項において「添付書類」という。)を 添付して行うこととされている法人の県民税の申告については、第1項

の規定にかかわらず、同条第46項の総務省令で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項又は添付書類に記載すべきものとされ、若しくは記載されている事項を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して行う方法その他同項の総務省令で定める方法により局長に提供することにより、行わなければならない。

3 特定法人(法第53条第47項に規定する特定法人をいう。)である内国法人は、第1項の規定により、同項の規定による申告書(以下この条において「納税申告書」という。)により行うこととされ、又は納税申告書に法若しくはこれに基づく命令の規定により納税申告書に添付すべきものとされている書類(以下この項において「添付書類」という。)を添付して行うこととされている法人の県民税の申告については、第1項の規定にかかわらず、同条第46項の総務省令で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項又は添付書類に記載すべきものとされ、若しくは記載されている事項(以下この項において「添付書類記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して行う方法により局長に提供することにより、行わなければならない。ただし、当該申告のうち添付書類に係る部分については、添付書類記載事項を記録した光ディスク、磁気テープその他の法第53条第46項の総務省令で定める記録用の媒体を局長に提出する方法により、行うことができる

4 前項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により法 第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用す



ることが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて局長の承認を受けたときは、当該局長が指定する期間内に行う同項の申告については、同項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項(同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定により同法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納

7 特定法人(法第72条の32第2項に規定する特定法人をいう。)である 内国法人は、法第72条の25、第72条の26、第72条の28、第72条の29又は 第72条の31第2項若しくは第3項の規定により、法第72条の25、第72条 の26、第72条の28若しくは第72条の29の規定による申告書又は法第72条 の31第2項若しくは第3項の規定による修正申告書(以下この項におい

て「納税申告書」という。)により行うこととされ、又は納税申告書に 法若しくはこれに基づく命令の規定により納税申告書に添付すべきもの とされている書類(以下この項において「添付書類」という。)を添付 して行うこととされている法人の事業税の申告については、法第72条の 32第1項の総務省令で定めるところにより、納税申告書に記載すべきも のとされている事項又は添付書類に記載すべきものとされ、若しくは記 載されている事項を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電 子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して行う方法そ の他同項の総務省令で定める方法により局長に提供することにより、行 わなければならない。

7 特定法人(法第72条の32第2項に規定する特定法人をいう。)である 内国法人は、法第72条の25、第72条の26、第72条の28、第72条の29又は 第72条の31第2項若しくは第3項の規定により、法第72条の25、第72条 の26、第72条の28若しくは第72条の29の規定による申告書又は法第72条 の31第2項若しくは第3項の規定による修正申告書(以下この条において「納税申告書」という。)により行うこととされ、又は納税申告書に 法若しくはこれに基づく命令の規定により納税申告書に添付すべきものとされている書類(以下この項において「添付書類」という。)を添付して行うこととされている法人の事業税の申告については、法第72条の 32第1項の総務省令で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項又は添付書類に記載すべきものとされ、若しくは記載されている事項(以下この項において「添付書類記載事項」という。 )を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して行う方法により局長に提供

することにより、行わなければならない。ただし、当該申告のうち添付 書類に係る部分については、添付書類記載事項を記録した光ディスク、 磁気テープその他の法第72条の32第1項の総務省令で定める記録用の媒 体を局長に提出する方法により、行うことができる。

前項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により法 第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用す ることが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しな いで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同 項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて局長の承認 を受けたときは、当該局長が指定する期間内に行う同項の申告について は、同項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項(同法第81 条の24の3第2項において準用する場合を含む。以下この項において同 じ。)の規定により同法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納 税地の所轄税務署長に提出した前項の内国法人が、同法第75条の4第1 項若しくは第81条の24の3第1項の承認を受け、又は同法第75条の4第 3項(同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。)の却 下の処分を受けていない旨を記載した法第72条の32の2第1項の総務省 令で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告 書に添付して当該提出期限までに、局長に提出した場合における当該税 務署長が法人税法第75条の4第1項の規定により指定する期間(同条第 5項の規定により当該期間として当該指定があったものとみなされた期 間を含む。)又は同法第81条の24の3第1項の規定により指定する期間 (同条第2項において準用する同法第75条の4第5項の規定により当該 期間として当該指定があったものとみなされた期間を含む。)内に行う 前項の申告についても、同様とする。

3 特定法人(消費税法第46条の2第2項に規定する特定法人をいう。) である事業者(前2項の事業者に限る。)は、前2項の規定により、これらの規定による申告書(以下この項において「納税申告書」という。)により行うこととされている譲渡割の申告については、前2項の規定にかかわらず、法第72条の89の2第1項の総務省令で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項を、同項の総務省令で定めるところにより、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して行う方法その他同項の総務省令で定める方法により局長に提供することにより、行わなければならない。

- 3 特定法人(消費税法第46条の2第2項に規定する特定法人をいう。) である事業者(前2項の事業者に限る。)は、前2項の規定により、これらの規定による申告書(以下この条において「納税申告書」という。)により行うこととされている譲渡割の申告については、前2項の規定にかかわらず、法第72条の89の2第1項の総務省令で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項を、同項の総務省令で定めるところにより、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して行う方法により局長に提供することにより、行わなければならない。
- 4 前項の事業者が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により法第 762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用する ことが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しない で納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項

の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて局長の承認を受けたときは、当該局長が指定する期間内に行う同項の申告については、同項の規定は、適用しない。消費税法第46条の3第2項の規定により同項の申請書をその納税地を所轄する税務署長に提出した前項の事業者が、同条第1項の承認を受け、又は同条第3項の却下の処分を受けていない旨を記載した法第72条の89の3第1項の総務省令で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、局長に提出した場合における当該税務署長が消費税法第46条の3第1項の規定により指定する期間(同条第5項の規定により当該期間として当該指定があったものとみなされた期間を含む。)内に行う前項の申告についても、同様とする。

に改め、同条例附則第20条の2の8の改正規定中

第20条の2の8 譲渡割の申告は、当分の間、第1章第2節及び附則第20 条の2の6の規定にかかわらず、消費税の申告の例により、消費税の申告の例により、消費税の申告の例により、消費税の申告と併せて、税務署長にしなければならない。この場合において、第53 条の5中「局長」とあるのは、「税務署長」とする。 第20条の2の8 譲渡割の申告は、当分の間、第1章第2節及び附則第20 条の2の6の規定にかかわらず、消費税の申告の例により、消費税の申告を併せて、税務署長にしなければならない。この場合において、第53 条の5第1項及び第2項中「局長」とあるのは「税務署長」と、同条第

第20条の2の8 譲渡割の申告は、当分の間、第1章第2節及び附則第20条の2の6の規定にかかわらず、消費税の申告の例により、消費税の申告と併せて、税務署長にしなければならない。この場合において、第53条の5第1項及び第2項中「局長」とあるのは「税務署長」と、同条第3項中「、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して行う方法その他同項の総務省令で定める方法により局長に」とあるのは「あらかじめ税務署長に届け出て行う電子情報処理組織(国税庁の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。)とその申告をする事業者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法として法附則第9条の5の規定により読み替えて適用される法第72条の89の2第1項の総務省令で定める方法により」とする。

第20条の2の8 譲渡割の申告は、当分の間、第1章第2節及び附則第20 第20条の2の8 譲渡割の申告は、当分の間、第1章第2節、第53条の5 条の2の6の規定にかかわらず、消費税の申告の例により、消費税の申 告と併せて、税務署長にしなければならない。この場合において、第53 条の5中「局長」とあるのは、「税務署長」とする。

第4項後段及び附則第20条の2の6の規定にかかわらず、消費税の申告 の例により、消費税の申告と併せて、税務署長にしなければならない。 この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字 句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第53条の 5	局長	税務署長
第1項及び		
第2項		
第53条の 5	、法第762条第1号に規定	あらかじめ税務署長に届け
第3項	する地方税関係手続用電	出て行う電子情報処理組織
	子情報処理組織を使用し	(国税庁の使用に係る電子
	、かつ、地方税共同機構	計算機(入出力装置を含む
	<u>を経由して行う方法によ</u>	。以下この項において同じ
	<u> 9</u>	。)とその申告をする事業
		者の使用に係る電子計算機
		とを電気通信回線で接続し
		た電子情報処理組織をいう
		。)を使用する方法として
		法附則第9条の5の規定に
		より読み替えて適用される
		<u>法第72条の89の2第1項の</u>
		総務省令で定める方法によ
		<u>n</u>
第53条の 5	前項の	消費税法第46条の3第1項

第4項前段		<u>の規定の適用を受けている</u>
	電気通信回線の故障、災	同項の規定によりその納税
	害その他の理由により法	地を所轄する税務署長
	第762条第1号に規定する	
	地方税関係手続用電子情	
	報処理組織を使用するこ	
	とが困難であると認めら	
	れる場合で、かつ、同項	
	の規定を適用しないで納	
	税申告書を提出すること	
	ができると認められる場	
	合において、同項の規定	
	を適用しないで納税申告	
	書を提出することについ	
	て局長の承認を受けたと	
	きは、当該局長	
	同項の申告	前項の申告

に改める。

附 則

(施行期日)

- 第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第1条中表1の項の改正部分並びに第2条及び第3条の規定 公布の日
  - (2) 第1条中表2の項の改正部分並びに附則第3条及び附則第5条第1項から第4項までの規定 令和元年10月1日
  - (3) 第1条中表3の項の改正部分及び附則第2条第1項及び第2項の規定 令和2年1月1日
  - (4) 第1条中表4の項の改正部分及び附則第2条第3項の規定 令和3年1月1日
  - (5) 第1条中表5の項の改正部分及び附則第5条第5項の規定 令和3年4月1日

(6) 第1条中表6の項の改正部分及び附則第4条の規定 農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第12号)附則第1 条第2号に掲げる規定の施行の日

(県民税に関する経過措置)

- 第2条 第1条(表3の項の改正部分に限る。)の規定による改正後の岩手県県税条例(次項において「2年新条例」という。)第32条の4の3の規定は、前条第3号に掲げる改正部分及び規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第6号)第1条の規定による改正後の所得税法(昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。)第203条の6第1項に規定する公的年金等(新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)について提出する申告書について適用する。
- 2 2年新条例附則第18条の5の規定は、令和2年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成31年度分までの個人の県民税については、なお従前の 例による。
- 3 第1条(表4の項の改正部分に限る。)の規定による改正後の岩手県県税条例第27条の3の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の県民税について適用 し、令和2年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)

第3条 第1条 (表2の項の改正部分に限る。)の規定による改正後の岩手県県税条例第45条及び附則第20条の2の5の規定は、附則第1条第2号に掲げる改正部分及び規定の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

第4条 第1条 (表6の項の改正部分に限る。)の規定による改正後の岩手県県税条例第64条の6第1項の規定は、附則第1条第6号に掲げる改正部分及び規定の施行の日以後の同項に規定する土地の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の同号に掲げる改正部分及び規定による改正前の岩手県県税条例第64条の6第1項に規定する土地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

- 第5条 第1条 (表2の項の改正部分に限る。次項から第4項までにおいて同じ。)の規定による改正後の岩手県県税条例第103条、第107条の6、第107条の7及び附則第24条の8の2から附則第24条の11までの規定は、附則第1条第2号に掲げる改正部分及び規定の施行の日以後に取得された自動車に対して課する環境性能割について適用する。
- 2 第1条の規定による改正後の岩手県県税条例第107条の18、別表及び附則第25条から附則第25条の4までの規定は、附則第1条第2号に掲げる改正部分及 び規定の施行の日以後に納税義務が発生した者に課する種別割及び令和2年度以後の年度分の種別割について適用する。
- 3 平成24年4月1日から地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号。以下この項において「28年改正法」という。)附則第1条第5号の4 に掲げる規定の施行の日の前日までの間に総務大臣が28年改正法第2条の規定による改正前の地方税法(以下この項及び次項において「28年旧法」という。

- )附則第52条第2項第1号の規定により指定して公示した同号に規定する自動車持出困難区域(次項において「旧自動車持出困難区域」という。)のうち、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律(平成24年法律第17号)の施行の日以後最初に28年旧法附則第52条第2項第1号の規定により指定して公示した区域(次項において「初回指定旧自動車持出困難区域」という。)については、平成23年3月11日を地方税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第2号)第2条の規定による改正後の地方税法附則第53条の2第2項第1号の規定による同号に規定する自動車等持出困難区域(次項において「自動車等持出困難区域」という。)を指定する旨の公示があった日とみなして、第1条の規定による改正後の岩手県県税条例附則第24条の11第1項並びに附則第25条の4第1項及び第3項の規定を適用する。
- 4 旧自動車持出困難区域のうち、初回指定旧自動車持出困難区域以外の区域については、当該区域に係る28年旧法附則第52条第2項第1号の規定による旧自動車持出困難区域を指定する旨の公示があった日を地方税法等の一部を改正する法律第2条の規定による改正後の地方税法附則第53条の2第2項第1号の規定による自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があった日とみなして、第1条の規定による改正後の岩手県県税条例附則第24条の11第1項並びに附則第25条の4第1項及び第3項の規定を適用する。
- 5 第1条(表5の項の改正部分に限る。)の規定による改正後の岩手県県税条例附則第25条及び附則第25条の2の規定は、令和3年度以後の年度分の種別割について適用し、令和2年度分までの種別割については、なお従前の例による。